

朝里叢書 第四卷 朝里教育史物語 小林 廣 著

朝里教育史物語

附 會津降伏人小樽滞在研究

熊碓・朝里小學校沿革史

発行 NPO法人小樽・朝里まちづくりの会 朝里遺産部会

朝里叢書第四巻の発刊にあたって

北海道小樽市朝里地区は昭和十五年に小樽市に合併されるまで、旧朝里村として独立した行政区域であった。この郷土・朝里への深き思いにかられて、昭和初期に、記録伝承の湮滅を憂い、古老、先達に故事来歴の聞き取りを行い、膨大な資料を残した先人がおられた。楽堂、小林 廣翁、その人である。

平成十二年、小樽・朝里のまちづくりの会は、かの資料を朝里郷土遺産に指定した。同会の朝里遺産部会はこの資料を朝里叢書として逐次刊行することを企画した。

朝里叢書第四巻「朝里教育史物語」は朝里小学校の郷土史資料集（昭和三十四年・五年発行）の爲に執筆されたものであるが、廣氏は完成前の昭和三十年二月二十八日夕刻急逝したため未完で

ある。遺稿は小樽市博物館に保存されており、これを底本とした。前述資料集では第二章第二回迄となつてはいるが、本編では未完の第三回を載せた。

また、朝里教育史に関連の深い「會津降伏人小樽郡滞在研究」と前述郷土史資料集から「朝里小学校沿革」を併せた。また鶴谷和三郎著の「朝里村史」（明治二十八年）から「熊碓學校沿革史」、「朝里學校沿革史」を採録した。

なお、幾つかの異字体が用いられていたが、印刷の都合上、正字体とした。

平成十八年 二月

NPO法人 小樽・朝里のまちづくりの会
朝里遺産部会を代表して

末永 通

目次

一 朝里教育史物語

第一章 寺小屋時代

第一回	會津降伏人の來住	5
第二回	寺小屋開設	7
第三回	其後の降伏人	9
第四回	久家亮功翁について	11
第五回	この頃の村制(一)	12
第六回	その頃の村制(二)	14
第七回	渡邊竹八師匠	16
第八回	渡邊竹八の頃	18
第九回	昔の教科書	19
第十回	山コの太閣	27

第二章 教育所時代

第一回	日本教育の黎明(一)	28
第二回	日本教育の黎明(二)	30

第三回 教育所設置出願
付 朝里小學校の濫觴

二、會津降伏人小樽滞在研究

序	研究発端	3
	會津降伏人余市移住資料	7
	「北海道廳所藏 明治四年開拓使公文録原本九ヨリ」 開拓使事業報告(第二編)	9
	明治十八年 大蔵省出版	
	北海道人名辞書より	
	上嶋 職	4
	築瀬眞精	0
	同 小林廣の調査資料	4
	同 相川忠次郎氏の調査資料	1
	伊藤隆治	4
	國井 未	5

東 蔵太

4 5

小栗富蔵

4 6

白浜園太郎翁談話

4 7

村井儀三郎翁談話

4 8

四、教職員

6 4

五、児童・学級数

6 7

六、卒業生数

6 9

以下、鶴谷和三郎著 朝里外三村沿革史

札幌放送局編 「北海道郷土史研究」より

四 熊碓學校沿革史

7 1

五 朝里學校沿革史

7 2

「開拓使初期の札幌本廳経営」 抜粋

4 9

「屯田兵古老物語」 抜萃

5 6

小林廣から宗川虎次への依頼書

5 7

宗川虎次より小林廣への返書

5 8

樋口忠次郎から小林廣への返書

5 9

三、朝里小學校沿革史

一、創立

6 1

二、校舎・校地の変遷

6 1

三、歴代学校長

6 4

朝里教育史物語

―朝里における教育の足跡をそこはかとなく
辿ってみる。勿論これは旧稿取り交ぜての
ものである―

第一章 寺小屋時代

第一回 會津降伏人の來住

明治二年九月のある朝未明、寝呆け眼を海に注いだ朝里の浜の漁師の一人は、腰を抜かさんばかりに吃驚した。と云うのは、前浜一帶に、その頃に海産物取引のために内地からやつて來ることのある弁財船や大和船が、これはまた何とした事か、一隻や二隻の話でなく、ずらりと灘一杯に

何十隻となく列んでいるではないか。漁師は己が眼を疑うかの如く、更に一度忙しく両眼を掌でこすって、よくよく見ると、その弁財船にはどの船にもどの船にも大小を挟んだ大たぶさの武士共が乗り込んでいて、何やら陸岸を差して高声に話合っているのである。「わあ、大変だ、大変だ！戦争だぞう！戦争が始まったぞう！」漁師は声限り叫んで沿岸の家々を起こして飛ぶようにして走り廻った。どの家からも、どの家からも飛び出した漁師やその家族は、この有り様を見ると、先刻の漁師と一緒に成って叫び喚めいて走り廻った。

漁師達の驚いたのにも譯がある。と云うのは、その前年、彼の箱館戦争が勃發してその賊軍の敗残兵は遠く小樽内まで逃げて來て、小樽内の人心は頓に動揺、心膽を寒からしめたのと、また疵金權平一派の小樽内騒動があつてまだ余塵さめや

らぬ頃であつたからである。

「これは何事ぞ！早く早打をとばして本府へ報告せにやならん」

朝里の頭取、五十嵐清藏は、小樽内の漁場請負人であつた叔父の恵比須屋半兵衛、それから名主山田平藏の下知をも待たず、使用人に馬を駆らせて一散にこの趣を札幌本府に急報した。その内、夜はすっかり明け放れ、弁財船からは、続々と上陸した武士共は各所に屯して、どんどん焚火を燃やし喋々として気焰をあげている。その国訛りも異様に感じ漁師の面々、恐る恐る側へ寄つて事情を聞くと

「我々は會津藩の者である。過ぐる戊辰の役に敗北して以來、謹慎罷在りし所、この度明治政府から、小樽、高島、石狩三郡の領地移住の命を蒙り、当地へ上陸した次第でござる。」との事。

それを聞いた五十嵐頭取、更に第二の早打を以

つて本府へ走らせた。その早打が未だ札幌に着かぬと思ふ頃、本府の役人十数名、騎馬に鞭打つて朝里の浜に汗みどろとなつて着いたのはその日の夕方であつた。

それから本府役人と降伏人代表との間に大体次のような問答が交された。

「御貴殿方の總員は如何程でござるか」「左様、今回は大体千五百人程であるが、更に近日中それ位の人員が罷り越す筈でござる」「三千人とは大量であるが、御貴殿方の食糧は御持参でござるか」「否々、我々は当蝦夷地開拓の使命を帯びて参り、食糧宿泊は總て当地役所に依り相仰ぐ様兵部省の御指示を受けて参つた譯でござる」「それは又途方もないこと、開拓使当局は、目下本府建設のため土工、職工、人夫共多数を傭入れ現在差当たつての糧食に困窮を極めて居る始末故、到底三千人の糊口を賄うことは不可能でござる。され

ばと云つて人命に係ること故いかさまこれは放任しても居られぬこと、はてさて困ったこととござる」

本府役人は更に鳩首談合の上取り敢へず今夜からの宿泊と食事について協議し千五百人の武士共をカツチナイ、アツトマリ、フレシマ、クマウス、アサリ、マサリ、ハリウス、ゼニバコの各部落の漁家に対して一名乃至三名、大漁家には五六名も割當て、當面の処置をすることゝなつた。そのためその夜は深更に至るまで「御用」の堤灯が西に東に飛び交うたのであつた。

第二回 寺小屋開設

會津降伏人が朝里の浜に上陸したその翌月、判官島義勇が札幌本府（今の道廳）開設の大任を帯びて堂々と錢函の仮役所へ着任した。この島と云

う男は仲々の剛氣濶達、勇猛果敢な男で、本府建設に当たり箱館に駐在している東久世開拓長官の命も待たず、毎日騎馬に乗つて錢函から札幌に通い、自分の思ったままにドシドシと遂行したもので、兵部省が開拓使の意向も聞かず勝手に降伏人を蝦夷地に移住させ而も本府開設上最も重要土地である石狩、小樽、高島の三郡を割り当てたことについてはあまりにも開拓使を無視した行為だと島はプリプリと青筋をたて、立腹したのである。

何と云つても差当つての難渋は食糧の問題である。当時、島は東久世長官、岩村判官宛に左のような書簡を出している。

「兵乱後諸場所備米等モ無之其上國辺ヨリ廻米モ無之処、降伏人等莫大ノ人員入込候儀ニ付必至ト諸人難澁致シ居候折柄ニ付僅ニ当役ニ上下ノ食料ニスラ差支候程ノ次第ニ候処御用廻米ノ着

船モ無之諸職人等総テ正米ナラデハ不相弁如何
トモ可致様無之甚当惑罷在候」

右の様な次第で小樽内一帯の漁家でも一人か
二人の預り人とは云へ甚だ迷惑千萬なことであ
った。而も相手は頑固一徹な會津武士と來ている
ので洵に扱い難い。皆が皆そうでもなかつたらう
が、食物に贅澤を言うし、態度が横柄であるし、
何しろ殺伐の氣風の未だ脱けきらぬ維新の初め
頃であり、而も戦場と云う血腥い巷をくぐつて來
た者共の相手であるので漁師の面々小さくなつ
て何事も唯々諾々とその云ひなりに従うより外
はなかつた。彼等も毎日の日を退屈して同志が集
まり、えいっ！やっ！の劍道試合をやることもあ
り、中には無聊のあまり漁師の子供を集めて読書、
算盤、手習の業を始めた者も出て來た。又医術の
心得のある者は病人の診療を始めた者も出て來
た。これが朝里に於ける教育の濫觴、即ち寺小屋

の始りである。これに対し熊確の古老村井儀三郎
翁は斯く語つた。

「自分は安政四年八才の時この村に移つて來た。
明治二年の會津藩士がこの村に滞在したのは確
か一年半位もいたろうか。自分の家には鈴木と云
う五十年配の者が一人滞在した。その翌年内地か
ら息子と云う三十年配の男がその妻と共に尋ね
て來て一緒に余市へ引越したが、その後何らの音
信がなかつた。會津藩士が寺小屋を始めたのは
村々各所であつたが、自分が習いに行つたのは朝
里の渡邊竹人と云う武士であつた。場所は今の郵
便局の西側奥山家のある所と記憶している。その
寺小屋には内田甚作、吉郎兵衛、末作の三兄弟も
習いに來ていた」

それから、渡邊竹人については錢函の古老白浜園
太郎翁は斯く語つた。

「渡邊竹人は一名、蟹の甲羅と云うアダ名がつい

ていた。それは顔一面凄いアバタであったからであるが、それで仲々漢学に優れていた人であった。その後、小樽色内の裁判所（元税務署跡、現在日本銀行向い貯金局の処）の前で代書を始めたがこれは小樽で最初の筆耕人であった。代書業の傍ら代言人、（今の弁護士）のようなこともしていたがこれも小樽最初の代言人であった」

右の渡邊武人については更にもう一回書きたいこともあるが、同人から学問を教えられた者は朝里でもかなり多く、後年までその徳を慕い時々話題となつて出たものである。

第三回 其後の降伏人

會津降伏人が朝里を中心にしてこの沿岸に滞在していたのは約一年半であったが、その間第二回、第三回と渡來し、二回目には郷里福島県から

降伏人の家族もやつて來たので本府役人もこれらの始末にはほとほと考えに余る具合であった。島判官は一度は怒つてみたものの降伏人として我々と同じ日本人、而も明治政府の明るい御仁政である以上、この人々を何と身の立つようにしてやることこそ蝦夷地開拓の任務と云ふもの、そこで中央政府や箱館の長官等と折衝を重ね、漸くその落着先が決定して一統を小樽内から引揚げさせたのは明治四年のこと、その行先は余市郡の黒川、山田の両村で、そこへ集団移住となつたのである。然しながら降伏人の中でも一年なり一年半なり滞在した小樽内の土地を離れることを喜ばず、將來の生活は自己の発意によつて樹てることを申立て、余市移住を断念して永くこの地に踏み止まる者もかなりあつた中に、前記寺小屋の師匠渡邊武人初め教育関係者だけでも熊碓小学校校長となつた上島川兵衛、量徳小学校の前身、小樽教

育所の長となった志賀熊太郎、岩内郡長となった築瀬眞精、後年銭函小学校長となった一柳直枝の父平太郎等はその踏み止まった人達である。その内志賀熊太郎に関する逸話を一つ誌すことにしよう。

志賀が小樽教育所の長をしていた時の事であるが、昭和三年の二月から三月にかけて北海タイムスに十六回に亘って桑畑記者執筆の「量徳学校五十年史」が掲載された。その中に志賀熊太郎について左の記事がある。

又志賀先生にも逸話がある。時は小樽教育所時代の事だ。當時の松本十郎判官が小樽へ検察に来た事がある。判官と云へばその頃飛ぶ鳥を落とすと言ふ勢力で現在の長官よりも偉かった。松本判官検察の日程が朝から運ばれ小樽教育所へ立寄った時は丁度正午であった。どうしても晝食を差上げねばならぬハメになった。然し當時の校長志賀は

月給六円で生活は楽ではなかった。酒はあるが御馳走は何もない。「判官殿に御酒を差上げよ」と校長は妻女に命じたが仲々その御酒なるものが出て来ない。妻女が台所に立ったきり油汗を流して御馳走の工面を考えていると志賀校長大声で「御酒は未だ出来ぬか」と矢の催促をする。止むを得ず「何もありませんので」と云ふと校長すましたもので「生味噌を持って参れ」と生味噌の御馳走で松本判官に所謂御酒なるものを差上げた。志賀先生は會津の生れであった。

(星野三郎氏談)

松本判官の生味噌饗應問題は志賀熊太郎校長の唯一の逸話だが、此の時丈は流石の松本判官も「今日は腹痛の気持ちでござるから」と箸をつけなかった。

(渡辺兵四郎翁談)

志賀校長には會津武士の面目躍如たるものがあるではないか。

第四回 久家亮功翁について

朝里の寺小屋の師匠渡邊竹八はチャキチャキの會津武士であるが、會津藩士にあらざるお師匠さんがこの朝里近傍に寺小屋を始めていたことについて一寸書き添えておく必要がある。

それは錢函の寺小屋は久家亮功翁であり、熊碓の寺小屋は渡邊太平治である。この二人とも明治の学制が開始されるまで師匠をしていたもので、渡邊大太平治は佐渡の出身、父は太左衛門と稱し、明治以前に熊碓に來て寺小屋を開いた。太平治の後は綱吉が継ぎ、綱吉には治三郎、運次郎の二子がいて、治三郎の後は吉郎相續し、運次郎は老軀尚健在している。その寺小屋は現在の吉郎家のあるところで数年前死した前田岩吉はその教え子の一人であった。朝里の附家六郎はその吉郎の弟で曾祖父の業を継いで東山中学で教鞭を執つて

いる。

また久家亮功は通稱文七と稱し、久家家の四代目に当り、江差上ノ國の出身、この人は壯時江差滞留中の頼三樹三郎に師事して和漢の学に勝れ、寺小屋を開いたのは、錢函川の附近に竹田三之助の酒造業があつて、その近所と伝えられているが、明治に入つて錢函教育所が開設されると、家を息子の喜平に譲り、喜平は朝里の神威古潭に移つて漁業を始めたので、翁は悠々自適の生活に入り、和歌など詠んで風月を楽しんでいた。そして明治四十五年七月二十二日、明治天皇に先立つ一週間、小樽の信香町裏で八十三歳の一生を終り、遺骸を神威古潭に運んで盛大な葬儀を営んだ。

翁の歌は橋通守大人の椎本吟社に入り勅題詠進なぞしていたが、明治三十一年の新年勅題「新年雪」には

豊なる み代の姿を 年立ちて

けさふる雪の いろにみるかな

の一首が社中の詠進歌集第十二編に載っている。

當時朝里には翁の外、風懷をものする人士もかなり居たもので中にも町田志保子、滝川弁蔵、常盤井秀太、盛生幸作、寺田椿庭、岡本盛貞の名も見られ、町田志保子は町田外也校長の母堂、滝川弁蔵は後鬼鹿神社の神官となつて行き、常盤井秀太は福島大明神の神官で松前神樂の宗家、朝里の仁印原田家の親戚なので原田家に滞在して柎里稻荷の別当なぞして小樽に松前神樂を伝承させた人、盛生と寺田は共に医師、岡本盛貞は山の上の住人で通稱丈助と云ひ新谷久助の前に家があつて澱粉工場を開き馬鈴薯から澱粉製造をするこゝとを普及した広島藩士であつた。

後年まで町田校長は生徒を引率して神威古潭

に線路伝いに遠足を試みたのはこの亮功翁の声咳に接せんが爲であつた。

翁の孫庄太郎には嗣がなく、正太郎の弟寿雄が後を継ぎ今は息子守雄の代となつてゐる。

第五回 その頃の村制（一）

寺小屋時代の村政と、その頃の村の状況とを振り返つてみるのも徒爾ではないと思ふ。

徳川幕府から明治の新政への移り遷りの頃は、この西蝦夷地小樽内附近はまだ幕府の直轄時代で、累代の松前藩治下の漁場請負制度の名残りがあつたとは云うものの、安政年間幕府の役人荒井金助が石狩役所を開き、その配下として小樽内川に松井甚左衛門、張碓に葛山勇輔、延嘉に宇津木頼母と云ふ幕吏が駐屯し、小出大和守と云ふ奉行が箱館に駐在していた。而して朝里には従來通り

の漁場請負人であった岡田半兵衛（屋号を恵比須屋と云ふ）の甥に当る五十嵐清蔵が宇津木の指図によつて村治一切を牛耳り、漁場の経営、税の納入、治安の維持などを担当していた。その五十嵐家のあつたところは現在の小樽市役所朝里出張所と隣家の能登家のある所であつた。

ところが慶應元年二月に、箱館奉行所小出大和守から「西蝦夷地ヲタルナイ場所村並申渡候儀申上候書付」を幕府に奉り、その旨岡田半兵衛に通達して來た。即ち内地諸國の村方同様一種の自治制を布いたのである。

申渡

松前大橋前 家持

半兵衛 代

傳八

其方儀是迄ヲタルナイ場所詰請負申付置候処此度同所村並申付候間請免出稼申付諸事場所詰差圖ヲ請クヘシ尤モフルヒラ、モロラン場所請負八年季中是迄之通り相心得ヘシ且昨子年中厚諭上ニテ申付増運上金相納候処其方儀ハ彼是難渋筋申立月迫ニ至リ相納候段等閑ノ致方ニ付其儘差戻候間外式ヶ場所取扱方一際入念ヘシ

但證文申付

町年寄

この村並制度には名主、年寄、頭取、小頭、百姓代等の村役人を置くこととなり、小樽内には

名主 山田兵蔵

年寄 中野三蔵

が就任し、頭取には

熊碓 相原與左エ門

朝里 五十嵐清蔵

張碓 野坂元吉

錢函 小林友三郎

が選任され、また小頭には

熊碓 堀内儀兵衛

朝里 中山三太郎

張碓 西谷嘉吉

錢函 佐々木藤蔵

が就任し、その下に百姓代、浜役等には朝里では徳光利兵衛、瀬川彌兵衛、原田治五右エ門（清治曾祖父）木村勘七（栄七曾祖父）が選ばれた。

この頃の戸数は

熊碓 四三戸 二九五五人

朝里 六一戸 二二二人

張碓 五七戸 三三〇人

錢函 九五戸 三五七人

計 二五六戸 一、二〇四人

と云ふ状況、その内永住家と出稼家とを分け

ると永住一三三戸、出稼家一二三戸で大体相半ばばして、錢函など和名の錢函と命名されたけれど永住家わずか五十戸といふ有様であった。

第六回 その頃の村制（二）

五十嵐清蔵の頭取時代は、明治三年四月に至つて名主に昇格し、中山三太郎が組頭に、高橋傳次郎が町代の役となった。その頃は延嘉の船木忠三郎が大年寄として管下の村政を督していた。この五十嵐清蔵を偲ぶものとして現在能登家の裏崖に大きな赤タモの木が繁茂しているが、これは「番屋の赤タモ」と稱して朝里での名木で清蔵が育てたもの。その赤タモから畑の方へ百米程行くと一基の墓があるが、それは五十嵐家の墓、其の墓の傍らに小さな石地蔵が立っているのは「お小夜地蔵」として小樽市立圖書館発行の

「増加圖書目録」第四號から第八號迄に「恋の弁天島」と題してその由縁が載っている。

それから中山三太郎を偲ぶものに柙里墓地内にある「三太郎地蔵」がある。これは三太郎が文久二年旧正月五日、家族全員を石狩へ木材積取りにやり、その帰りに神威古潭沖で難船して家族七人を水死させた供養のため建立したものである。家族を同一船に乗せる事は是以來村民間に堅く戒め合うたものであるが、この地蔵建立が成年であつたので、子宝に恵まれない夫婦や、乳の出の不足な婦人などには靈驗有りと稱されお参りする者が多いのであつた。その三太郎漁場は現在朝里駅構内の保線官舎のところであつた。

明治七年六月十一日小樽郡に戸長制度が実施され、初代戸長に信香町十番地船樹忠郎（天保十一年八月一日生当年三十五歳）が任命され、名主、年寄制度が廃止された。その代わり各村には町村

用係と云ふ者を常置した。即ち名主頭取に代わる役目で、その用係には

熊碓 阿部安造
朝里 亀谷藤次郎
張碓 西谷幸吉
銭函 伊藤元吉

と云ふ顔觸れであつた。そして用係を補佐するに總代人がいて村民と役場とのつなぎの役をした。その總代人に朝里では徳光久吉、渡邊宗吉が選ばれた。

朝里の用係亀谷藤次郎は「智は是れ萬代の宝でゲスモノ」と言つて学問の必要性を説き教育所設置に發願人となつて盡した朝里教育の功労者、その後は勇吉が家を継ぎ勇吉の妻子と孫は現在札幌に住んでいる。

また渡邊宗吉は後で崎工門と改名し、その家系は惣太郎、佐久松となり、遺族は朝里に現住し、

徳光久吉は「十一の家印で荒浜の大資産家、小樽郡一帯の漁家でこの徳光から物資金融の仕込みを受けない者はないと称されたものであったが、その後北見枝幸へ転居して驛遞所や郵便局など経営し、枝幸の殿様と稱せられた程の豪勢を張ったが打ち続く不漁と貸倒れから家産を倒壊し、息子久太郎は大正時代にまた朝里へ戻って来たが昭和の初期伊達に移って死亡した。その子久世は當時朝里小學校随一の秀才であったが、現在神戸で大学教授をしている由である。

第七回 渡邊竹八師匠

今回は朝里の寺小屋師匠渡邊竹八について誌すことにしよう。

渡邊竹八は、會津藩中に於いても最も学問に勝れていた武士であった。その教え子がその徳を後

年迄師の徳を称崇えていたのにも明らかであった。朝里に上陸した當時は獨身であったが、余市移住を断念して朝里で寺小屋を始めてから何彼と不自由なので熊碓から妻女を娶った。その媒酌をしたのは五十嵐清蔵で、清蔵が熊碓の頭取堀内儀兵衛に話をして格好の嫁女を見つけたと伝えられるが、其の妻女の名や実家の事は伝わらない。其の妻女は良夫によく仕え、まことに圓滿な家庭を作っていた。そして万一自分が夫より先に逝くことがあったら熊碓の墓地へ葬ってほしいと云っていたそうで、後年竹八はその妻女の遺言通り熊碓墓地へ葬った。

昭和二十七年の五月二十日であったが、筆者は竹八の門人内田末作の孫に当る五郎の案内で竹八夫妻の墓に詣でた。

定蓮院戒譽教圓

これは竹八の戒名

妙整院善譽乗俗

これは竹八の妻女の戒名であつて、一基の墓石に並べて彫り尚其の側面に

定 明治三十五年寅七月七日 渡邊竹八

妙 明治十年丁丑四月十七日 渡邊竹八妻

と彫られてあつた。それから推してみると、竹八は妻女から二十五年遅れて死亡し、俺が死んだら妻と同所に葬ってくれと近親者に言うていたと伝えられているのから察するに、夫婦の間は想像以上に濃やかであつたらしい。そして竹八は妻女の墓を建てた時、其の前面に二本の赤松を植えたのが今は成長してこの墓の目印となつてゐるのは竹八を物語る一つの資料である。

錢函の白浜園太郎翁の話の如く、竹八は後年色内町で代書をしたり、代言人となつていたが、そればかりでなく彼は町の顔役となつて町内の事は万事彼が出なければ解決つかなかつたと言わ

れた。市内名士とも交遊が広く、元の戸長船樹忠郎との間に歌の交換なぞして楽しみ、詠草に窮した船樹は

蟹の甲羅に目鼻をつけて

矢張り渡邊竹八だ

と揶揄してやったら流石の彼も微笑したと伝えられる。彼の冠つていた帽子は後年漫画に出た正ちゃん帽で頂上に大きなボンボラのついたものだった。そして袖無のチャンチャンにモンペ姿で人の先頭に立ち、寄附金貰いに各戸を廻つたものだとのこと。明治三十三年の小樽開港祝賀会の旗行列にも右の姿で行列の先頭を承つて歩いたそうだ。それから滑稽なのは彼が代言人として裁判の公庭に立ち大いに被告を弁護したのはよいが、あまり喋り過ぎて反つて罰が重くなつたことがあるなどは一寸愛嬌がある話である。現在彼の遺族は北見方面にゐるとのことだがその所在

ははつきりしない。尚彼の書いたものなどは渡邊得郎氏が所蔵している。

第八回 渡邊竹八の頃

朝里の寺小屋、渡邊竹八の頃についての話、語る人は野村つる老女、

「渡邊竹八が最初に寺小屋を開いたのは五十嵐清蔵家の奥座敷、八畳と十畳の二間で生徒は十二三人もいましたろうか、この寺小屋も五十嵐清蔵が村の漁師の子に学問を教えたいといふ願いから始めたものでした。私は五十嵐の息子の嫁になって來ましたが、学問が足りないものですから生徒が退けてから「女庭訓」の素読を習ったものでした。一般の初学には「実語教」が最初で、それから「童子訓」「商賣往來」の順で、初めは素読、それから解明となります。算盤は加減乗除だけ、

手習と消息文などは毎日の日課ではありませんでした。

渡邊竹八は三年程お師匠をし、その次には仙台藩士の小島新五郎と云ふ人、小島の次には野村幸太郎と云う尾州藩士が師匠となりました。小島と野村はどちらも一年程でやめました。小島は五十嵐の近くに家を持ち後で焼けました。野村はどこか他へ移りました。

何しろ明治政府になったばかりの文明開化の世の中ですが、まだまだ武士の遺風があつて男の子は棒切れを振つて擊劍の遊びをしたり、相撲をとったり海で泳いだり、座敷の中はドタンバタンの騒ぎでした。

渡邊竹八は家が別にあつて（今の奥山家の附近）そこから來て教えていました。その家も掘立の、見すばらしい家でした。その家へ熊碓からお嫁さんが來ました。竹八はあの通りの顔なので、

どんなお嫁さんが来るのかと覗きに行ったものですがなかなかしつかりした良い女でした。

その頃張碓にも鈴木善次郎と云ふ人が張碓川の近くで寺小屋を開いていました。この鈴木と云ふ人も朝里から行った會津藩士の一人で柙里のへ〇加藤又右エ門の家にはいた人です。

渡邊竹八で思い出すのは手習のこと、手習には筆を持つ姿勢が正しくなければならぬと八ヶ間敷く云つて『筆の軸の中期に二本の指をかけ真すぐに建て丹田に力をこめて書くものだ。向うの柱に見当つけて真すぐに書け』と教えたところ、その子供はどうしても筆が傾斜するのでお師匠さん小言を云うと、その子供『柱に合わせました』と口を返すので子供の肩越に見当をつけると、なるほど筆と柱とが合っているのので後で柱を検分したら自分の家が堀立なので風で傾いていたと云う笑い話があったのです。」

この語り人、野村つる女は張碓村野村治兵衛の二女で七、八歳の頃、美泉定山法印が張碓湯の沢で鉱泉宿をしていた時養女となつており、十六歳で五十嵐清蔵の二男清作（後助右エ門と改む）の妻となつたが数年後不縁になつて野村家に戻り、昭和十三年十月二日八十二歳で錢函村の甥武藤長次郎方で死亡したが、筆者が定山法印の事績を調査した頃よくつる女と語り、ある時は法印の木像開眼式に招待されて一緒に定山溪へも行ったこともあるが、仲々しつかりした老女であつた。

第九回 昔の教科書

前回、野村つる女の話にあつたように、寺小屋時代の教科書は「実語教」や「童子訓」などが初学とされていたが、尚、徳川時代各藩で行われていた藩学教科書類にも一顧してみる必要がある。

一 実語教

これは弘法大師の作と伝えられている。児童に
対する教科書である。

山高故不貴 以有樹爲貴 人肥故不貴
以有知爲貴 富是一生宝 身滅即共滅
智是萬代財 命終即隨行 玉不磨無光
無光爲石瓦 人不學無智 無智爲愚人

実語教

山高故不貴。以有樹爲貴。
山高きがゆゑに貴たつとからず。樹有るをもつて貴しと爲
す。

人肥故不貴。以有智爲貴。
人肥ゆたかなるがゆゑに貴からず。智有るをもつて貴しと
爲す。

富是一生財。身滅即共滅。

富はこれ一生の財たからにして、身滅ぶればすなはち共に
滅ぶ。

智是萬代財。命終即隨行。

智はこれ萬代の財にして、命終をはるともすなはち隨ひて
行はる。

玉不磨無光。無光爲石瓦。

玉磨かざれば光無し。光無ければ石・瓦たり。

人不學無智。無智爲愚人。

人學ばざれば智無し。智無ければ愚人たり。

倉内財有朽。身内才無朽。

倉の内の財は朽つること有り。身の内の才は朽つること無
し。

雖積千兩金。不如一日學。

千兩の金を積むといへども、一日學ぶに如かず。

兄弟常不合。慈悲爲兄弟。

兄弟も常に(は)合はず。慈悲を兄弟と爲す。

財物永不存。才智爲財物。

財物も永く（は）存せず。才智を財物と爲す。

四大日々衰。心神夜々暗。

四大日々に衰へ、心神夜々に暗し。

幼時不勤學。老後雖恨悔。尚無有所益。

幼時勤め學ばずんば、老後恨み悔ゆといへども、なほ益するところ有るなからん。

故讀書勿倦。學文勿怠時。

ゆゑに書を讀みては倦むことなかれ。文を學びては怠る時なかれ。

除眠通夜誦。忍飢終日習。

眠りを除ひて通夜よもすがら誦み、飢ゑを忍びて終日ひねもす習へ。

雖會師不學。徒如向市人。

師に會ふといへども學ばざれば、いたづらに市人に向ふがごとく、

雖習讀不復。只如計隣財。

讀むを習ふといへども復ふまざれば、ただ隣の財を計かぞふるがごとし。

君子愛智者。小人愛福人。

君子は智者を愛し、小人は福人を愛す。

雖入富貴家。爲無財人者。猶如霜下花。

富貴の家に入るといへども、財無き人と爲らば、なほ霜下の花のごとく、

雖出貧賤門。爲有智人者。宛如泥中蓮。

貧賤の門より出づといへども、智有る人と爲らば、あたかも泥中の蓮のごとく。

父母如天地。師君如日月。

父母は天地のごとく、師君は日月のごとくなれども、親族譬如葦。夫妻猶如瓦。

親族は譬へば葦のごとく、夫妻はなほ瓦のごとく。

父母孝朝夕。師君仕晝夜。交友勿諍事。

父母には朝夕に孝に、師君には晝夜に仕へよ。友と交はりては諍あらそふことなかれ。

己兄盡禮敬。己弟致愛顧。

己おのが兄には禮敬を盡し、己が弟には愛顧を致せ。

人而無智者。不異於木石。

人にして智無き者は、木石に異ならず。

人而無孝者。不異於畜生。

人にして孝無き者は、畜生に異ならず。

不交三學友。何遊七覺林。

三學の友と交はらずんば、なんぞ七覺の林に遊ばん。

不乘四等船。誰渡八苦海。

四等の船に乗らずんば、誰か八苦の海を渡らん。

八正道雖廣。十惡人不往。

八正の道は廣しといへども、十惡の人は往かじ。

無爲都雖樂。放逸輩不遊。

無爲の都は樂しといへども、放逸の輩は遊ぶまじ。

敬老如父母。愛幼如子弟。

老いたるを敬ふには父母のごとくにし、幼ごを愛するには

子弟のごとくにせよ。

我敬他人者。他人亦敬我。

我、他人を敬せば、他人もまた我を敬せん。

己敬人親者。人亦敬己親。

おのれ人の親を敬せば、人もまたおのが親を敬せん。

欲達己身者。先令達他人。

おのが身を達せんと欲せば、まづ他人を達せしめよ。

見他人之愁。即自共可患。

他人の愁ひを見ては、すなはちみづから共に患うれふべし。

聞他人之喜。則自共可悅。

他人の喜びを聞きては、すなはちみづから共に悦ぶべし。

見善者速行。見惡者忽避。

善を見ては速やかに行ひ、惡を見ては忽ち避けよ。

好惡者招禍。譬如響應音。

惡を好めば禍を招く。譬へば響の音こゑに應ずるがごとし。

修善者蒙福。宛如隨身影。

善を修せば福を蒙る。さながら身かたちに隨ふ影のごとし。

雖富勿忘貧。或始富終貧。

富めりといへども貧しきを忘るるなかれ。あるいは始め富めども終には貧し。

雖貴勿忘賤。或先貴後賤。

貴しといへども賤しきを忘るるなかれ。あるいは先には貴けれども後には賤し。

夫難習易忘。音聲之浮才。

それ習ひ難く忘れ易きは、音聲おんじやうの浮才にして、

又易學難忘。書筆之博藝。

また學び易く忘れ難きは、書筆の博藝なり。

但有食有法。亦有身有命。

ただし食有れば法有るがごとく、また身有れば命有り。

猶不忘農業。必莫廢學文。

なほ農業を忘れざるがごとく、必ず學文を廢することなかれ。

故末代學者。先可案此書。

ゆゑに末代の學者は、まづこの書を案ずべし。

是學問之始。身終勿忘失。

これ學問の始めなれば、身終はるまで忘失することなかれ。

二 童子訓

この書は五大院安然和尚の書、礼儀作法を説いたものである。

夫貴人前居 顯露不得立 遇道路跪過

兩手当胸向 慎不顧左右 不聞者不答

有仰者謹聞 三宝盡三礼 神明致再拜

父恩者□高山 須弥山尚下 母德者深海

滄溟海還淺

三 商売往來

この書は穀類、呉服類、武士の用具、唐物・和物の家財、薬種、香具類、山海の魚鳥の商品の取引上の注意、又商人の余暇を利用した嗜好方面を

述べ顧客に対する心得等を記したものを。

七 消息往来

この書は高井蘭山の著で、消息文の用語、心得等を記したものの「女子消息往来」の二種が有る。

四 百姓往来

この書は百姓の心得となることを記したものである。

八 庭訓往来

この書は足利尊氏時代の人、権大僧都玄恵法師の書と伝え正月から十二月までの往復消息を記して手本となし「女庭訓往来」の二種がある。

五 江戸往来

この書は一名自遣往来とも云い、その内容は正月元日、諸侯が江戸城に登城することから諸国の物産等に及び、江戸市中の案内記の様になっている。

九 女大学

この書は、貝原益軒の和俗童子訓卷五、教女子法から抄出して女大学と名づけ、世に弘めたもので徳川時代に於ける女子一般の修身書であり、現今では、この教育法については、兎角の論議がある、また別に「女小学」の書もある。

六 諸国名物往来

この書は京都名産の西陣織物染物を始め諸国の物産を記したものである。

十 國盡

この書は五畿七道の国名を連れ、徳川時代に於ける地理書の如きもの、また一般に習字本にも用いていた。なお「世界国盡」の書もある。

十一 古状揃

この書は今川制詞、初登山手習教訓書、腰越状、義経合状、西塔武蔵坊弁慶最期書捨之一通、熊谷状、経盛返状、大坂状、曾我状、同返状、正尊敬白起請文之事、等の文章を集めたものである。

十二 本朝三字経

この書は大橋順の著す所で、宋の王伯原の三字経に倣ひ、本邦の事実を綴つたもので歴史の概要

を知る事ができる。大橋順は、江戸の人佐藤坦に師事して勤王を唱えた人である。文久二年の歿。尚往時、藩学時代の学級を挙げると、次の通りである。

無級 四書―素読

一級 五経―素読

二級 論語・孟子―講義

三級 十八史略・元明史略・學庸本文、小学

―独見

四級 史記・蒙求・日本外史―暗記

八字文義詩文

五級 左傳令議、解明律、詩経書経 講義

温史―暗記

六級 是以上は國漢籍好みに任ず

となつている。

それから、漢書について一寸解説を加えると孝経 これは曾子の門人が孔子の言を書き綴

つたもの「身体髮膚受之父母、不敢毀

傷、孝之始也

礼 礼記の略稱、支那古人の礼を論じた

言葉とその儀節を集めた書

「國奢則示之儉、國儉則示之以礼」

論語 支那古代随一の聖人孔子が、その弟子

や時人などに應答した言葉を記した書

「吾十有五而、志于学」

「朝聞道、夕死可矣」

詩 詩經の略稱で、支那古代に采詩の官が

あつて、民間の歌謡を集めて其の風俗

を觀察し、政治の得失を知る参考とし

たもの

「妻子好合」 「如鼓琴瑟」

大学 元は礼記の中の一編であつたのを宋

の司馬光がこれを表出したもの、後四

書の一に加えられた。

「為人父、止於慈」

中庸 孔子の孫の子思の著、元は礼記の中に

あつたのを抜いて一卷とした。

「誠者、天之道也」

孟子 周の孟子の著。孟子は子思の門人に学

び其説は性善と稱した。

書 「男女居室、人之大倫也」「仁者無敵」

書經の略で元は尚書と稱した

易 「友于兄弟、克施有政」

易經の略で一に周易とも稱し森羅万象

から倫理道德の書

「君子以自疆不息」

周礼 一に周官とも云い周公旦の著

「一日廉善、二日廉能、三日廉敬、

四日廉正、五日廉法、六日廉辨

第十回 山コの太閤

寺小屋時代の結びとして、山コの太閤の話を記しておく。

明治時代、朝里の荒浜に太閤とアダ名された竹内留蔵と云う男がいた。背は五尺足らずの至って低く眼をくりくりさせていつもニタニタ笑いながら、肩を怒らし、両手を振って大道狭しと威張って歩いていたので、仲々智恵が廻るので、山コの太閤と呼ばれていたものである。

この男ある時の話に「今の学校は甲だの乙だの丙だのって点数をつけるがおいらの習った寺小屋時代にやそんな丙なんか臭い点はなかったド。おいらの時代にはな『珍重珍重、帰命頂礼』と云うんだ。珍重が二つ重なるのが一番優等よ、帰命頂礼てのは御詠歌のようだけど、これだつて仲々貰えなかったもんだ。」

寺小屋と云う名前からして坊さん臭いが、帰命頂礼に至っては愈々抹香臭くなる。これは寺小屋なるものは多く寺の住職などが自分の堂于を当てる、教えていたことに因ったもので、徳川幕府となつて武士や浪人共がその師匠となると、成績の採点標も変つて来て「忠孝仁義礼智信」の七階級となつたり「松竹梅」の三段階となつたりした。現在の「優良可」や二重丸、花丸などに移り、変つたことを思えば、そこに時代の流れと云うものが思い合される。

正月の書初めには「天地人」の採点も昔も今も変らぬようである。

この山コの太閤も朝里から小樽へ移つて歿し、仁平、真盛の二子も死亡し、現在は三男貞美が、最上町の道管アパートに住んでいる。

「寺小屋のお師匠さんは怖かったかい」と問えば、太閤更に眼を丸くして「何が怖いと言つて竹シッ

「位怖いもんはなかつたぞ」と言う。

竹をそいで平たくしたものを持っていて、悪戯をしたり不勉強な者にはそれを逆に反らしてピンと喰らわすのである。流石の太閤もこれには参つたらしい。「俺はナ、あんまり頭を叩かれたから、それで背が伸びれなかつたのよ」と彼、平然たるものだった。

第二章 教育所時代

第一回 日本教育の黎明（一）

この教育史物語は、朝里教育の正史ではなく、強いて言えば朝里教育の側面史、裏面史とも稱すべきか努めて挿話的なことを添えて、讀む人をしつて興味を抱かしめ、回顧を深からしめようとの趣旨が含まれていることを筆者として一言お断り

して置きたい。それにつけても、今後教育所時代から簡易小学校時代、小学校時代と追々順を追うに従い、その資料を整理してかからねばならぬので、編者としては生易しい努力ではないのである。よつてこれからの物語を綴るに当つては、その時代々に身を以て体験を有する老人方や先輩諸彦の内でも今日尚健在の方もあらうから、何分の御叱正と御援助を希い筆者をして最終の現代史まで倦まず完遂させて頂くよう御願ひしてやまない。

扱て、前章寺小屋時代から教育所時代への大きな朝里教育の転換は、何と言つても明治御維新と云う「新興」日本と云ふか、「新生」日本と云うか、佐幕から開国に移つた大渦の中から生まれた新生によつて誕生したことは争えないことである。

そこで明治大帝は、明治元年三月十四日、五ヶ

條の御誓文を發せられて、開國進取の國是を示されたその中に

「智識ヲ世界ニ求め大ニ皇基ヲ振起スヘシ」とあり「朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス」と仰出され、爾來國政諸般に亘つて大改革を行い、特に教育は國を樹つるの大本なりとして、大宝令による藩學を改めて國學としての國民皆學を普及することとなつたものである。

そこで明治元年九月、學習院に関する布令が發布された。これは從來の儒教主義、佛教主義を日本主義、皇道神道主義に变革されたもので

- 一、國体を弁じ名分を正すべき事
- 二、漢土西洋の學は共に皇道の羽翼たる事
- 三、虚文空論を禁じ着実に修行文武一致教諭可致事

四、皇學漢學共互に是非を争い固我之偏執不可

有之候

(以下略)

と令したもので、この學制大改革の大立者として福沢諭吉の功績を忘れてはならない。福沢諭吉は夙に英米の新知識を咀嚼し、世界の氣勢を達觀して平易なる文章を以て、新文明の指導者となつて立ち上がったので、明治の學制改革は、概ね福沢諭吉の指導によつたと申して過言ではないのである。特に諭吉の著した「學問のすゝめ」は、日本中に広く讀まれ好評を以て迎えられたものである。

右の學習院に関する布令よりも先に、同年二月五日、政府は諸府県施政順序の中に、小学校を設ける事の一條を掲げ

「専ら書學、素讀、算術を習はしめ、願書、書翰、記帳、算勘等其用を欠かさらしむべし。又時々講演を以て、國體、時勢を弁へ忠孝の道を知るべき

様教諭し、風俗を敦くするを要す、最才氣衆に秀で学業進達の者は其志す所を遂ぐべし」云々と布達している。これによつて全国の町村では、澎湃として小学校設置の機運が熟し、従來の寺小屋式がその面貌を変える事になり従つてその師匠の如きは、新智識を吸入した新人を求むること急なるものがあつた。

斯くして日本の教育の黎明は、ほのぼのと開け初めたのである。

第二回 日本教育の黎明（二）

明治四年十二月二十三日文部省布達に曰く

小学校入門心得

- 一、授業料毎月二円分可相納事
- 一、修業は書算筆の三科たるべき事
- 一、書籍等は銘々持参可致事

一、稽古時間は毎日五時間の事

一、男子生は八才より十五才迄の事

一、女子生は八才より十二才迄の事

但し凡て通い稽古の事

次で明治五年六月四日諭告文を以て学校建設の必要を發令した。これも福沢諭吉翁の建策に基づいたものであつて、この指令の中に

「書面御一新之御趣旨を奉じ、神妙の志に候、尚協勦力協心開化の域に進歩候様注意可到事、但開校規則等の儀は追而可下渡事」とある。

『御趣旨を奉じ、神妙の志に候』と賞めてかかつていとところが面白い。それだけ全国的に学校建設が盛になり、教育の普及状況が察せられる。

明治五年壬申七月、太政官布告を以て、「学制頒布に付被仰出書」が發布された。その中に

「自今以後一般の人民必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す、人の父兄たる

もの宜敷く此意を体認し、其愛育の情を厚くし、其師弟をして必ず学に従事せしめざるべからざるものなり」

右之通被仰出候條地方官に於て辺隅小民に至る迄不洩様便宜解訳を加へ詳細申諭文部省規則に従い、学問普及致様方法を設可施行事

明治五年壬申七月 太政官

この布達の中に「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」とあるのは即ち、今日の義務教育の發祥と見るべく、「辺隅小民に至るまで」徹底させよと布令したのであった。而してこの時、学制として

大中小学区の事

学校の事

小学

中学

等二十九章の條文を定めた。その内小学と中学の項を掲げると

小学

第二十一章 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ 然レトモ均シク之ヲ小学ト稱ス即チ尋常小学、女児小学、村落小学、貧人小学、小学私塾、幼稚小学ナリ 其外廢人学校アルヘシ

第二十二章 小学私塾ハ小学教科ノ免状アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ稱スヘシ

第二十四章 貧人小学ハ貧人ノ子弟ノ自活シ難キモノヲ入学セシメン爲ニ設ク其費用或ハ富者ノ寄進金等ヲ以テス是專ラ仁惠ノ心ヨリ組立ルモノナリ仍テ仁惠学校トモ稱スヘシ

第二十五章 村落小学ハ僻遠ノ小学農民ノミニ

アリテ教化素ヨリ開ケサルノ地於テ其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ或ハ年已ニ成長スルモノモ其生業ノ暇來リテ学ハシム是等ハ多ク夜学校タルヘシ

第二十六章 女兒小学ハ尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ

第二十七章 尋常小学ヲ分テ上下二等トス此二等ハ男女共必ス卒業スヘキモノトス

下等小学ハ六才ヨリ九才マテ上等小学ハ十才ヨリ十三才マテニ卒業セシムルヲ法則トス但事情ニヨリ一概ニ行ハレサル時ハ斟酌スルモ妨ケナシトス

第二十八章 右ノ教科順序ヲ踏マスシテ小学ノ科ヲ授ルモノ之ヲ変則小学ト云フ但私宅ニ於テ之ヲ教ルモノハ之ヲ家塾トス

中学

第二十九章 中学ハ小学ヲ經タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業学校、商業学校、通弁学校、農業学校、諸民学校アリ

下等中学ハ十四才ヨリ十六才マテ上等中学ハ十七才ヨリ十九才マテニ卒業セシムルヲ法則トス

以下大学、教員ノ事、生徒及試業ノ事、学費ノ事、等を定めている。

翌明治六年四月学制ニ編追加を布達して、全章二百十三章としたが、その内の二百十一章には「小学ニ入ルノ男女ハ種痘或ハ天然痘ヲ爲シタルモノニ非サレハ之ヲ許サス」と全国民種痘の制を実施した。

朝里教育はこの学制の中から誕生したもので、

次回にそれを記述することとする。

第三回 教育所設置出願

錢函の白浜園松家を假役所としていたのが小樽内の信香に移して、小樽假役所と改称したのが明治三年三月であったが、その頃小樽郡には

信香、山の上、信香裡、勝納、若竹、金曇、芝居、土場、新地の九町があり、オコバチ川以北□高島郡には、色内、手宮の二村があった。

明治五年になると更に、

有幌、開運、量徳、永井、入舟、港、汐見台、龍徳、若松の九町が新設されたが、これは小樽内の人口が急激に増加した證左であつて、現在の小樽市街から見ると、入舟町以東が小樽最初の發達過程であることが窺われる。

そこで、明治六年九月に開運町の□高台、元小

樽會所の建物を校舎として開運教育所が開設され、前に述べた志賀熊太郎が校長となつて小樽教育の濫觴を來たした。翌七年にはこの教育所を量徳学校と改称したが、その際色内学校も併せ創設した。また□高島教育所を手宮学校とした。

この小樽の急激な發展に準據して、自然小樽から錢函までの海岸部落にも、追々と人家が建ち並び、教育面に於いても従前の寺小屋式では嫌らなくなり、總て明治新政府の御一新制度に頼ることとなり、當時朝里の御用係（村長格）であつた亀谷藤次郎は、早急に朝里教育所開設の必要を感じた。そこで村の主だつた有志を集めてこの相談を持ちかけたが、この相談の會合に参加したのは左の人々であつた。

徳光喜八 原田治五右エ門 木村勘七

高橋伝二郎 柴田作右エ門 中山吉右衛門

徳光久吉 中山三太郎

(原稿はここで絶筆となっている。昭和三十年二月二十八日夕刻急逝)

(朝里叢書第一卷「朝里郷土史概観」四十四頁から「朝里小学校の濫觴」を転載する。)

明治九年(1876年)

朝里小學校の濫觴

朝里の人家も漸く増加の一途を辿つて來た。従つて子弟の教育問題も自然擡頭し、従來は小頭五十嵐清蔵宅の一室を借り渡邊竹八をして寺小屋式教授をして來たが到底斯くては収容しきれないので村用係龜谷藤次郎が代表して教育所設置に付願ひ出た。

教育所取設之儀ニ付願

小樽教育之儀厚く御世話被為在追々入學之者も多分に有之幼穉之男女等追々風俗も正敷相成候処村々に至りては是迄の姿にて今日の御趣意を拝承仕候へは実に不相済次第去逸々小樽教育所へ入學為致候へは道路隔折幼少之者別而歩行難澁之義に御座候に付此度村内一同申合せ別紙圖面二百坪に五間に七間の教育所一棟取設仕度尤も地面建家入費等者追而成功之上詳細に取調申上可仕候へ共諸入費等の儀は總而民費を相募り不取締無之様仕度何卒願之通り御聞届被成下度此段以晝付奉願上候 以上

明治九年七月

朝里村用係

龜谷藤次郎

小樽全權 北川誠一 殿

右の願意が翌八月認可となり、朝里村十七番地に間口十間奥行二十間の敷地を五十嵐清藏より三百円で購入、三十五坪平家建の教育所が竣工し、十一月に開所式を舉行、初代校長は東野義秀と云ふ。

朝里村十七番地Ⅱ現朝里1丁目2番、ちどり公園、平成九年開校百二十周年記念事業として「朝里學校教育發祥の地の碑が建立された。

濫觴Ⅱらんしょう、物事のはじまり、起こり。

會津降伏人小樽郡滞在研究

研究發端

昭和九年七月二十九日、小樽郷土研究會主催ノ旧小樽内領ノ事蹟調査ニ朝里村管内ヲ視察セル際私ハ其ノ東導役ヲ承リ、熊碓ヨリ張碓迄ノ史蹟ヲ案内シタ。其ノ節、熊碓長昌寺ニ至レルニ麻上住職ヨリ、長昌寺隣地ノ青木乙松所有地内ニアイヌノ塚ト覺シキモノガアルト知ラセタノデ、一行現場ヘ行キテ見ルニ、アイヌノ塚ニ非ズシテ一基ノ和人ノ塚デアッタ。ソノ碑面ニハ「惠照院明鏡善童女、明治三年四月二十七日」ト彫リ右面ニ「會津藩中、板橋久吾娘政」ト刻ンデアル。之ヲ見タ一行中ノ老人「ア、コレハ私ノ身寄ノ者ノ墓デス」ト不思議ノ發見ヲシタルコトハ之モ佛ノ引

合ハセデアラウト喜ブノデアッタ。コノ老人ハ現在小樽市緑町一丁目十一番地ニ住ム渡邊友吉トテ、其ノ亡父ハ安政五年幕吏葛山幸三郎ト共ニ函館ヨリ張碓村山ノ上ニ移住シ友吉氏ハ慶應元年同地ニ於テ出生シタモノデ本年七十才、今日張碓村葛山屋敷跡視察ト日程ニアッタノデ自分誕生ノ地ヘ行ッテ見タク長男某ト共ニコノ行ニ加ハッタノデアッタ。而シテコノ墓ヲ建テた板橋久吾ト云フノハ友吉翁ノ妻ノ養母ノ父デ、大正九年七十七才デ札幌デ死亡シタ者デアルトノ事。明治二年會津降伏人百數十戸ガ樺太開拓ノ為メ本道ニ渡リ朝里ニ上陸シタ所、諸種ノ事情ニヨリ渡樺スルコト不可能トナリ足掛三年小樽カラ錢函迄ノ漁家ニ分宿シ、其後余市ニ移住スルコトトナッタガ其ノ際死亡シタ女兒ノ墓ガ即チコノ墓デアアル。而シテ當時會津藩士ノ上陸ト云フ事ガ當時コノ附近ノ漁師間ニ非常ナ「センセーション」ヲ捲キ

起シ北海道開拓使デモ重大問題トシテ取扱ハレ
タモノデ北海道郷土研究上等閑視スル事ガ出来
ナイ重大事項デアッタ云々ト友吉翁ノ長男某ガ
私ニ話サレタノデアッタ。ソコデ、私ハ昨年来研
究シタ「定山法印」ガ一先ツ片付イタノデコレカ
ラーツ其ノ會津降伏人小樽郡滞在事項ノ調査研
究ヲ開始シヤウト云フ氣ニナッタノデアアル。一言
其ノ發端ヲ明カニシテ置ク

昭和九年九月九日

朝里村住人

樂堂 小林 廣

○會津降伏人余市移住史料

「北海道廳所蔵 明治四年開拓使公文録原本九ヨリ」

(明治四年辛未正月)

宗川熊四郎茂友 血判

書アリ

志賀熊太郎重輝 血判

外二百三十八名

會津降伏者東京ニ於テ謹慎三年命セラレ中、北門鎖鑰トシテ樺太ニ防備トシテ轉住センコトヲ請ヒ、小樽へ明治二年九月上陸、第二回同年十一月上陸、小樽へ滞在、渡樺セシメントセシモ便船ナキヲ以テ、小樽、朝里、錢函、余市へ配置滞在中、明治四年ニ山田村へ五十戸、黒川村へ百五十戸ヲ移住スルコトトナリ家族ヲ斗南藩ヨリ引取

リ開拓使ヨリ扶助ヲ受ケ、男子ハ二十坪、女子ハ七坪ヲ開墾スル規定ナリ。教育アルモノハ開拓使ニ奉職セリ 他ニ轉シ昭和二年ニハ移住當時ノ人ハ川俣、三宅ノ十二戸ニ過ギズ

鎖鑰ニサヤク、じょうとかぎとから、出入りの要所をいう斗南藩ニ奥羽戦争で敗北した會津藩は、明治三年に青森縣上北、下北、三戸の諸郡に移封され、斗南藩となった。

○開拓使事業報告(第二編)

明治十八年 大蔵省出版

明治二年兵部省會津降伏人ヲ石狩國札幌ニ移シ開拓ニ從事セシメンコトヲ圖ル。九月小樽港ニ抵ル者百戸、然ルニ札幌ハ本使用地タルヲ以テ代ルニ同國当別ヲ以テス。依テ該地ニ跋涉シ漸ク移

轉ノ計ヲ為ス。(三年)三月兵部省ヲ廢シ陸軍省ヲ置クノ際扶助等ノ事其ノ旧藩ニ仰クヘキ命アレ共、該藩、兵乱ノ餘、扶助シ難キヲ以テ本使ノ管轄ヲ請フ。故アリテ充サス。移住民等維進退谷リ權太開拓使ニ就テ救護ヲ乞フ。之ヲ聽ス。(四年)先ツ仮リニ余市ニ居ラシメ後之ヲ權太ニ移サントス。因テ漸時此ニ(余市)來住スル者百六十九戸、遂ニ聚落ヲ成ス。黒川、山田両村是ナリ。

抵ル||あたる

維||これ

谷まり||きわまり

○北海道人名辞書より

金子郡平 高野隆之 合著

大正三年十一月一日發行

(一) 上嶋 職(かみじま つかさ)

岩内郡岩内町

會津若松の出、安政元年九月會津藩士川兵エの二男に生る。幼時藩校日新館に學び、明治二年九月同藩士移民團に加はりて余市郡余市町大字川村に移住す。五年札幌資生館に普通學を修め、七年開拓使に出仕し、十五年開拓使の廢止せらるゝや、札幌始審裁判所に轉じ、判事補及檢事補に歷任す。十九年北海道廳の創設に際し道廳に轉職し後、郡書記、警部、集治監看守長となる。二十八年官を退き、公證人に任ぜられ根室に役場を開く。三十四年岩内に轉任し引続き公證人として今に及べり。岩内轉住以來町會議員、学務委員、岩内漁港委員、郷社岩内神社氏子總代及同祭典委員長となり町公事に努め、特に多年衛生組合組長

として同町の衛生防疫に盡力し、大正二年七月道廳長官より傳染病豫防の功勞者として表彰せらる。職、風流を好み骨董品を愛し和歌をもつ。

*小林廣の調査資料

上嶋 職（かみじま つかさ）

岩内郡岩内町

會津若松の出、安政元年九月十日會津藩土川兵エの二男に生る。幼時藩校日新館に學び、明治二年九月同藩士移民團に加はりて余市郡余市町大字黒川村に移住す。五年札幌資生館に普通學を修め、七年開拓使に出仕し、十五年開拓使の廢止せらるゝや、札幌始審裁判所に轉じ判事補及檢事補に歴任す。十九年北海道廳の創設に際し道廳に轉

職し、後郡書記、警部、集治監看守長となる。二十八年官を退き、公證人に任ぜられ根室に役場を開く。三十四年岩内に轉任し引続き公證人として今に及べり。岩内轉住以来町會議員、学務委員、岩内漁港委員、郷社岩内神社氏子總代及同祭典委員長となり町公事に努め、特に多年衛生組合組長として同町の衛生防疫に盡力し、大正二年七月道廳長官より傳染病豫防の功勞者として表彰せらる。職、風流を好み骨董品を愛し和歌をもつ。

（大正十年拾貳月七日死亡 子孫なし。）

(二) 築瀬眞精（やなせ しんせい）

岩内郡岩内町

天保九年八月會津若松城下に生る。父祖累代會津藩士たり。幼にして穎悟、武を好み、書を讀み、長じて弓馬劍鎗の術を修業す。慶應年中藩主松平

容保侯、京都守護職として上洛するや眞精亦君側に扈從して京師に上る。戊辰の役京地各地に轉戰奮闘し、辛うじて紀州路より本藩に帰る。既にして官軍大舉して佐幕黨たる奥羽越後の諸藩を征せんとして大舉して會津城に迫る。此時眞精歩兵隊長として藩兵を率へて白河口に激戰し、事止んで東京に幽閉せらる。幾もなく赦されて北海道に渡り開拓使權少主典に補し、明治六年累進して中主典と為り、十年開拓三等屬に任じ、尋で二等屬に進み、十三年二月岩内古宇郡長に任ず。在職十星霜の後、二十三年岩内郵便局長に轉じ、二十五年岩内郵便電信局長に任じ、三十二年二月正八位に叙し勲八等瑞寶章を授けらる。後官職を辞し、尋で隱退す。眞精夙に創業時代の郡長として岩内古宇地方の開拓に力を致し、多年岩内港の發展に盡瘁せり。近年老を以て世塵を避け風月を友として余生を送り居れり。

(長男捨次郎氏、現岩内郵便局長たり)

(趣味、謡曲、會津藩当時ハ槍術、柔術、馬術に秀で槍術は藩隨一の由なりき)

(大正十年四月二十五日卒)

小林廣が樋口忠治郎氏に送った資料

天保戊戌九年八月五日會津若松城下に生る父祖累代會津藩士たり 幼にして穎悟武を好み書を読み 長じて弓馬劍鎗の術を修業す 慶應年中藩主松平容保侯京都守護職として上洛するや眞精亦君側に扈從して京師に上る 戊辰の役京地各地に轉戰奮闘し辛うじて紀州路より本藩に帰る 既にして官軍大舉して佐幕黨たる奥羽越後の諸藩を征せんとして大舉して會津城に迫る 此時眞精歩兵隊長として藩兵を率へて白河

口に激戦し、事止んで東京に幽閉せらる、幾もな

く赦されて北海道に渡り開拓使權少主典に補し

明治六年累進して中主典となり、十年開拓三等属

に任じ尋で二等属に進み十三年二月岩内古宇郡

長に任ず、在職十星霜の後二十三年岩内郵便局長

に轉じ二十五年岩内郵便電信局長に任じ三十二

年二月正八位に叙し三十九年四月一日勲七等瑞

寶章を授けらる 後四十年五月一日官職を辞し

尋で隱退す。眞精夙に創業時代の郡長として岩内

古宇地方の開拓に力を致し特に教育の普及興隆

など多年岩内港の發展に盡瘁せり 近年老を以

つて世塵を避け風月を友として余生を送り居れ

り 趣味謡曲、會津藩當時は槍術弓術馬術に秀で

槍術は藩隨一の由なりき

大正拾年四月二十五日卒

辞令

明治三年二月十三日

開拓權少主典

厚田郡詰

申付候事

開拓使

築瀨眞精についての樋口忠次郎氏の調査

初代会津藩家老（禄千二百石）築瀨三左エ門眞

興ノ三男築瀨三郎治眞久ヨリ五代重治眞実ノ長

男ニシテ嘉永六年九月家督相続シ、明治元年四月

砲兵指令官ヲ以テ白河ロヲ守リ大ニ官軍ヲ惱シ

タルモ利アラズ遂ニ全年八月會津城ニ入り九月

開城ノ後猪苗代ニ引取り待罪中十二月松代藩ニ御預ケ被仰付東京小川町元講武所ニ於テ謹慎罷在候事、明治二年二月特別ノ叡慮ヲ以テ蝦夷地開拓使被仰付候節旧藩謹慎中ノ者ヨリ撰拔セラレ舊藩家老ノ内命ニヨリ北門護衛小隊頭ヲ以テ石狩國へ移住致シ、初發兵部省ノ所轄ニ屬シ明治三年一月一般御預ケ謹慎ヲ免セラレ斗南藩主ニ引渡サレ候事。全年三月九日兵部省ヨリ引渡濟ミニ相成候ニ付同年四月ヨリ以後ハ斗南藩ノ扶持米ヲ支給セラレ候處小藩ノ歳入ヲ以テ二万余人ノ家族等迄口糊スルニ足ラス 素ヨリ後志國余市郡黒川村移住ノ者百九十六人ニ特別ノ叡慮ニ出タルモノニ付政府ニ於テ御扶持相成候旨申立ノ由ニテ、三年八月ヨリ黒川、山田ノ二ヶ村へ移住シ開拓使ノ御所轄ト相成候事（以上同家履歴書による）

尚右の中

明治七年一月二十一日

岩内在勤申付候事

茅の澗石炭山兼務申付候事

（茅の澗炭山開拓の恩人）

八年五月十七日

古平在勤申付候事

八年九月四日

民事局勸農課兼病院事務課申付候事

（官立岩内病院事務と存ぜられます）

穎悟||えいご かしこい、さとい

扈從||こじゅう おともをする

尋で||ついで、つぎでの音便、

盡瘁||じんすい つくし、つかれること

世塵||せじん 世の中のをざらわしき

(三) 伊藤隆治 (いとう りうじ)

余市郡余市町

父を甚六と称し、明治四年會津藩士族移民團の一員として今の余市町字山田村に移住し、開墾の傍ら村内の公事に努め三十一年老死せり。隆治は其長男にして、明治六年山田村に生る。先代の歿するに及んで其遺業を継ぎ、専ら果樹の栽培に努む。率先して部落の公事に奔走し、後同村の余市町に合併せらるゝや或は町會議員となり、或は余市實業青年會を創設して、其會長となり或は率先余市購買販賣組合を設けて其重役となる。大正二年居を札幌に移し北海道果實蔬菜輸出商同業組合検査主事の職にあり。

(四) 國井 未 (くにみ いまだ)

余市郡余市町

旧會津藩士にして、安政六年九月、若松城下に生る。明治四年同藩の士族團體と共に今の余市町字黒川村に移住す。同十年札幌小学校教科傳習所に入り、十二年卒業す。直ちに札幌公立第一小学校教授申付らる。十三年美國郡小泊小学校に轉じ、十五年余市郡澤町学校訓導となり在勤数年にして、二十一年北海道廳林務課員となり余市出張所に在勤を命ぜらる。二十三年御料局札幌支廳に轉職し、尋で技手となり、夫より、同支廳余市派出所、札幌本廳、美國、札幌、滝川、岩見沢、苫小牧各出張所に歴任し、四十一年正八位に叙し、勲八等瑞寶章を授けらる。四十二年増毛出張所に轉じ、四十四年從七位に叙せられ、此年職を辞す。翌年七月余市町助役に當選し爾來其職に在り。

(五) 東 蔵太 (とう くらた)

余市郡余市町

道行啓の際、特に同地に侍従を派遣せらるゝや蔵太選まれて同村の開墾に関する情況を陳上せり。

會津藩士新六の長男にして嘉永二年二月會津

若松城下に生る。幼時藩校に学び慶應三年春、父

の歿に遇ひて家督を継ぐ。時に年十九。直ちに藩

に出仕し、同年十二月藩命を以て京都に上り、伏

見鳥羽の戦いに参加す。幾もなく戊辰の役に加は

り東京に謹慎す。明治二年同藩二百戸の團体に加

はり樺太に移住せんとして、年の九月小樽に渡り

しが、樺太移住の事止み、同四年余市町黒川村に

移住して開墾に従ふ。十一年開拓使巡查となり、

札幌警察署詰を命せられ、十三年警部補に進み、

翌年更に警部に任じ室蘭警察署長となる。十六年

岩内警察署長に轉職し、十九年廢縣置廳と同時に

官を退く。其より黒川村に帰りて専ら農業に従事

し擧げられて村惣代、学務委員、町會議員等に就

き、村治に盡力せり。四十四年、時の東宮殿下本

(六) 小栗富蔵 (をぐり とみざう)

余市郡余市町

會津若松の産。安政元年二月會津藩士元右エ門

の長男に生る。幼にして藩鬻に和漢學を修め、戊

辰の役主城に籠城す。明治二年九月同藩士族の樺

太移住團百九十戸の中に加はりて、父母と共に小

樽に寄港す。偶々樺太移住の事止みて本道に止ま

る。同四年該移住民團と共に余市山田村に移住し

て開墾に従ふ。七年開拓使の指導により創めて同

村に苹果を栽培するや富蔵率先其培養繁殖に力

め、村民に其栽培法の範を示し、苹果が余市の名

産として普く知らるゝに至りしに與つて力あり。

四十四年十一月苹果栽培事業の功勞者として北

海道農會より彰功状並に銀盃を贈らる。各種品評會博覽會に自作の苹果を出して屢々一等賞金牌を授けられ、又宮中のお買い上げを蒙る。富藏、夙に明治十六年村惣代人に擧げられ、後町會議員、学務委員に選まる。三十六年村民と謀りて苹果事業の爲め余市購買販賣組合を組織して組長に推され、大正二年之を辞す。同地屈指の苹果栽培業者なり。

藩鬻^{||}はんこう まなびや、学校のこと 藩校に同じ

該^{||}その

苹果^{||}さいか 野菜や果物のこと 苹は菜の旧字

小林廣の聞書き

○白浜園太郎翁談（七七）

會津降伏人が一番多く滞在してゐたのは熊碓であつた。小樽の信香、勝納あたりから厩方面にも滞在した。朝里錢函にもゐたが、張碓にはゐなかつたやうだ。

岩内の築瀬眞精は錢函にゐて、自分の父園松とは特に親しくしてゐた。錢函小学校最初の校長であつた志賀某も會津降伏人の一人、熊碓校長であつた上嶋川兵エもさうであつた。昨年まで錢函校長であつた一柳直枝（現美國校長）の父、平太郎もその降伏人の一人で開拓使に採用され、小樽船改所の最初の所長となり、後岩内、留萌の郡長となつた。二代目の船改所長となつた川田保もその降伏人であつた。それから柿沼武四郎と云ふ人もその一人で、後開拓使役人となり、一柳が岩内郡長となつてから岩内へ招ばれて何かの役人になつた。右の人々は何れも小樽郡に滞在してゐたのである。

それから渡辺竹八と云ふ人は熊碓にゐて寺小屋を始めた。一名「蟹の甲羅」と異名があつたほどアバタであつた。その後小樽色内の裁判所（元税務署跡）の前で代書業を開始、小樽で最初の筆耕人であつた。

当時の降伏人は何れも小刀を挟み、その少年も小刀を背にしてゐた。話は違ふが松本十郎判官が招寄せた荘内藩は桑園に移り住んだものだが、その人々は蓑の上からでも大小を差してゐたものである。

昭和九年九月八日

○熊碓村、村井儀三郎翁談（八五）

自分は安政四年、八才の時この村に移住して来た。

明治二年會津藩士がこの村に滞在したのは確か一年以上もゐたやうだ。自分の家には鈴木某と云

ふ五十年配の者が一人滞在した。当時の小樽郡長が各戸に交渉し宿割りを定めたもので、自分の家の隣にへ七鈴木と云ふ建網漁場がありそこへは四、五人も滞在した。その中に船橋と云ふ人もゐた。滞在中別にこれと云ふ仕事もしてゐなかつたやうだ。熊碓長昌寺隣に藩士の幼児の墓があることは自分も知らなかつたが、中には後で妻子を招び寄せたので、その内の児供が死んだものと見える。自分の家にゐた鈴木も、翌年内地から息子と云ふ三十年配の男がその妻を伴ふて来て間もなく列つて余市へ引越した。その後その藩士の消息は判らず、別に手紙も寄さず残して行つたものもない。熊碓で寺小屋を始めたのは治三郎、運次郎兄弟の祖父で多左エ門と云ふ人が寺小屋の師匠であつた。この人は佐渡から移住した人であつた。多左エ門の後に上島川兵エが教育所を開いたのだつた。

○札幌放送局編「北海道郷土史研究」より

奉伺候事

(一)「開拓使初期の札幌本府経営」抜萃

巳九月

放送者 川嶋専三

島正四位

昭和六年四月―六月

御指令伺之通被仰付候事

(前省)

島判官の経営

島は先づ明治二年九月赴任に先だち次の如く申請して許可を得、札幌本府の経営に当たったのであります。

函館詰長官始多人數ニ付 私儀ハ函館到着ノ上直ニ石狩へ罷越 最前御治定ノ通り北海道ノ本府相建候 基本ノ取計可仕、大事件ハ長官へ可相達 小事件ハ則取計可申會津降伏人ノ中ヨリモ人材ニ從ヒ夫々撰擧可仕 此段

明治二年九月二十一日東久世長官一行と共に品川を發し、同月二十五日函館着、十月朔日函館發、同十二日錢函に着し、此處に假役所を置いて西部諸郡を支配すると共に札幌の地を撰び本府の経営に着手したのであります。(中畧)

島は十一月十日錢函より雪を犯して札幌に入り、翌十一、十二日を以て本府の縄張を終へたのであります。(中畧)

此の設計に示された本府廳舎は後開拓使假廳舎といはれたもので、其の地点は今の北四条東一丁目鐵道病院の向ひ、土井良太郎氏宅の所在地に

当り夫れより南に伸びて長官邸以下の諸官衙が並で建てられ、官宅地、町地の区別された大通りは今の大通りに当るのであります。華族及び武家の休息所は後に南一条東一丁目に建てられた本陣が即ちそれでありす。(中畧)

島は錢函札幌間を騎馬で往復して工事を督励したのであります。時既に積雪の候で昨日築く所今日に至れば皆降雪の埋むる所となつて、能く工事を進むことが出来ず、前夜蓆を布き早旦其雪を除いて工を急ぎ二十日間にして竣工したとの事であります。二年十二月三日島は錢函より此處に移り名づけて集議所(集議局とも言はる)といひました。雪中工事の困難に加へ、更に困難なことは食糧の欠乏にあつたのであります。彼れが東久世、岩村に宛てた書簡のうち

兵乱後諸場所備米等モ無之其上北國辺ヨリノ
廻米モ無之處降伏人等莫大ノ人員入込候儀ニ

付必至ト諸人難澁致シ居候折柄ニ付テ僅ニ當役ニ上下ノ食糧ニスラ差支候程ノ次第ニ候處御用廻米ノ着船モ無之且諸職人等給料総テ正米ナラデハ不相弁如何トモ可致様無之甚当惑罷在候

と書き送つたことによつても其の苦心の程が察せらるゝのであります。

是より先き、明治二年二月政府は會津降伏人の處置を軍務官(後兵部省と改正)に委ね、發寒、石狩、小樽のニヶ所に移し箱館裁判所權判事堀眞五郎に担当せしめやうといたしましたが遂に実行するに至りませんでした。超えて同年九月更に之を兵部省に移住せしめやうとして高嶋、小樽、石狩の地を割渡したのであります。(後此外六郡の増支配を命ぜられました。)爰に於て兵部省は會津降伏人家族共一万七千人の内一万二千人、戸數凡三千を石狩の内札幌に移さうとして二年九

月に百戸、翌月又百戸、総數七百余名は既に小樽に到着してゐたのであります。然るに開拓使も前述の通り本府経営の地を札幌と確定し、島を遣はして其局に当らしめたので、兵部省は既に移し來つた降伏人の處置に窮し、一時其の全部を小樽に滞在せしめて別に札幌に代わるべき当別の地を撰定して伐木に着手せしめ新に此處に收容の計劃を立てる等、頗る齟齬を來しました。爰に於て石狩、小樽等に駐在の兵部省吏員が深く是を含んでゐたのであります。島が札幌経営に当り幕府脱走軍の戦後諸場所の備米は不足を告げ時正に風浪難航の節で廻米の着船がなく、吏員、諸職人等の食料にすら困窮致しましたが、兵部省吏員は之を見ても敢て救ふともしないのみか却つて其の支配地たる小樽、石狩の民に布達して開拓使に諸品の不賣命令を發するに至つたのであります。札幌には本府経営の爲め越年する官吏、職工、人夫

等が多数居りましたが爲に米噌の需用も亦隨つて少なくなつたのでした。此等の越年者に今の豊平館の所在地に建てた蔵の貯蔵物を與へ盡さうとした時に此の兵部省吏員の布達があつたので、島以下札幌経営者の一隊は深く敵地に入つて糧道を断たれたかの感があつたのであります。且つ札幌に米穀其他諸品を輸送する筈の開拓使附属船昇平丸は二年十二月函館出帆、南部に落船して、三年正月南部出帆、檜山郡木ノ子村沖合で難破したので食料の欠乏が極度に達し愈々飢餓に迫つたのであつたのであります。

元村、篠路等の農家から馬鈴薯を徵發し或は人を竊かに石狩に遣わし米を買はしめて一時を凌ぎ其間に開拓使の管轄たる余市其他の場所請負人、支配人、手代等を擧げて悉く開拓使權少主典、使掌、使部等の役人に任命し、貯蔵米を輸送せしめ辛うじて飢餓を免れたのであります。

此の兵部省の處置に島の憤慨は無論の事で早速兵部省支配地の取消を上司に迫つたのであります。彼が東久世、岩村に当てた書翰のうちに

(前畧) 蝦夷地第一ノ場所石狩、高嶋、小樽三郡共兵部省管轄ニ相成居候ニ付同省ヨリ出張ノ内重立候井上俊二郎其外ノモノ兼テ(兵部省長大

丞) 船越洋之助其外ノ規模トハ相異リ再應大体ノ御趣意柄及熟談候得共 心得違ト相見、別紙ノ如キ布告様致シ從來人氣悪シキ弊風ニ染リ居リ候土地役頭ヨリ右様煽惑致シ候様ノ所置有之候ニ付テハ、着掛ヨリ萬事不行届ノ義而已 当役々何レモ憤懣致シ居リ候得共、最寄ニ管轄ノ人民モ無之、御用反的差支居、此儘ニ致シ置候而ハ開拓ノ御趣意速モ難被行候ニ付、其段東京へ申遣三條公岩倉公御始メ大久保・副島兩參議へモ早速被仰談、小樽、高嶋ノ二郡ハ開拓使へ被相附、右ノ代り地

トシテ浜益厚田二郡ヲ兵部省へ被相附候様御盡力被下度、左モ無之候テハ石狩國ニ本府ヲ立、開拓ノ創業相立候見的絶テ無之候間、迅速断然タル御処置有之度、且又松浦君御建言ノ通り被仰付候手宮ニ沖ノ口運上所取立候儀ニモ差支候条、事情ハ数年御案内ノ義ニ付委細ニ御説聞キ可被下候(中畧)

前文米穀拂底ニ付萬事差支而已ニ付其辺モ宜敷ク御推察被下御地ノ義ハ運送モ自由ヲ得候事ニ付自然御餘備ノ御手配ニモ相成候ハ、宜御繰廻被下度候(下畧)

(この文は新北海道史第三卷通説二を参照した)

結局政府は其意を諒とし、三年正月兵部省支配地九郡の内六郡を開拓使に引渡し残る三郡を會津降伏人と共に斗南藩主松平慶三郎(容保ノ子)

に引渡して此の紛擾の幕を閉ぢたのであります。当時政府が開拓使に石狩本府の経営を委ね、また兵部省にも石狩支配を許し、なほ兵部省にも島判官にも會津降伏人の移住登用を許した事が必然の結果として島と兵部省とが両々相對峙し深刻な葛藤が演ぜらるゝに至つたのであります。是は明かに政府の失態で政府が本道の地理を解せなかつたが為めと各藩及兵部省等に支配を命ずるに當つて本道政務の統一廳たる開拓使の合評を経なかつたからであります。当時斯くの如き失態は随所に繰り返されたのであります。

なほ序でながら其後の會津降伏人がどうなつたかと申しますと、一万二千人を七百人に減じ一旦兵部省から引き取つた松平に於て扶助する資力がなかつた為め、彼等は進退維谷まり九月樺太開拓使に據つて樺太に移住しやうといはしました。依つて樺太開拓使が之を引受けて假りに余市

郡に置き然る後樺太に移さうとしましたが、四年八月樺太開拓使が合併されましたので開拓使に移管し開拓使が規定の扶助を與へて其土地に土着せしめました。其戸數百六十九、人口六百二十三人、翌年更に戸數十一、人口六十余を増加いたしました。是れ即ち余市郡山田、黒川の二村であります。

隨（したがつて）

進退維谷まりしんたいこれきわまり

會津降伏人には關係なきも島判官の本府経営と、札幌神社神靈奉安、及判官札幌引揚事情等左に記す

(川嶋氏放送の續)

(中畧)これより先開拓使を設けらるゝに当り東京に於て神祇官に勅して北海道開拓の為に三座の神を祭り、長官東久世、判官島等一行が本道に赴任するに及んで御神鏡を守護し來たつたが札幌本府経営の爲め、更に島が函館より守護し奉り、一旦錢函の假治所に安置いたしました。一方志村鐵一(豊平川渡守)早山清太郎を先導として富岡、阿部両主典等を札幌に社地を撰定せしめまして今の円山の地と定めたのであります。

十二月三日札幌官邸(北一条西一丁目)建築竣ると同時に島が此處に移り御神鏡もまた此の官邸に奉祀いたしました。後、島の轉任によつて神社の造営も亦一時立消えとなり三年春、今の北六条東一丁目南側に假りに小祠を建て、祀り當時これを一の宮といひました。前述の通り島は全幅の力を注ぎ萬難を排して本府の経営に当りまし

たが(中畧)是が爲め獨斷專行の批難を受け函館の吏員中にも雪中の營築暴虎憑河なりと漫議するに至つたのであります。島はこれに報ひて一詩を賦し、

雪中營築費心多

不怪細人揚小波

燕雀焉知鴻鵠志

任呼暴虎與憑河

島は札幌経営に当り豫め太政官の稟裁を経て大事件は長官に謀り小事は之を專行することの指令を受け所謂背水の陣を布いて取りかゝつたのであるが終に長官東久世の忌諱に觸れたのであります。二年正月長官上京して開拓使の経費を増額するか左もなくば島を罷免するかを政府に稟請したのであります。東久世長官日録抄に

(前畧)今度上京趣意ハ島判官在西地 專獨逞意
見不應函館本府之下知 獨斷本府建築金穀共空
之、仍而資本金穀増額ニ相成歟 島判官別段御所
置有之歟、伺定之為上京也

としてあります。島は東京の召により札幌の経営
を中止し空しく雄圖を抱いて三年二月二十一日
札幌出立、二十三日函館に立寄り帰京されたので
あります。四月二日大學少監に轉じ爾後又北海道
の事に與らなかつたのでありますが、其遺業は実
に本府経営の基礎を据えたもので後生に傳ふべ
きであります。嶋は轉任後なほ思を本道の地に寄
せて

千金散盡無儲蓄

唯載猴桃一樹帰

と賦し、また友人十文字大主典川邊小主典に

北海墾開豈等閑

逡巡終作大邦患

為傳滿道諸同志

勿使魯夷度樺山

と書き贈っています。眞によく彼の面目を躍如
たらしむるものであります。

竣る〓おわる

恩威〓なさけと威光と

猴〓コウ さる

北海諸官多自私

笑吾疎放事恩威

(二) 「屯田兵古老物語」 抜萃

放送者 安孫子倫彦

に上陸渡道したのである。(下畧)

北海道に始めて屯田兵を置かれたのは今より五十七年前の明治八年で私共の琴似屯田を以て嚆矢とするのである。即ち明治七年開拓使は満十七才以上三十五才以下の士族で家族と共に北海道に永住して兵農の義務に服し得るものを青森、宮城、山形の各縣其の他より徵募したのである。即ち青森縣より旧會津藩の士族六十戸、宮城縣より仙台藩の士族九十戸、山形縣より庄内藩の士族八戸其他本道松前藩の士族等合せて二百八戸を同八年五月に移住せしめたのである。私は會津藩士で舊主松平公が明治三年に斗南藩即ち青森縣上北、下北、三戸の諸郡に移封されたのに従つて下北郡川内町に居住して居つたのであるが、其地で徵募に應じその年五月初旬青森より乗船、小樽

小林廣から宗川虎次への依頼書

昭和九年九月十四日

小林廣

宗川虎次様

謹呈 無紹介にて一書進呈御容捨奉願候 陳者
私儀郷土研究に興味を抱き目下「會津降伏人小樽
郡滞在顛末」を調査研究中に御座候 明治二、三

「別紙」は「會津降伏人余市移住史料」及「開拓
使事業報告」抜萃

年頃に於ける會津藩士の小樽郡滞在は兵部省と
開拓使との衝突にて仲々有名なもの由、その概
畧別紙の如き記録も有之候 就ては宗川熊四郎、
志賀熊太郎外二百三十八名の氏名、当時の身分、
其後の動静及小樽郡滞在の顛末等判明有之候
は、御手数数乍恐縮詳細御回報に預り度、宗川熊四
郎とは貴台の御父君なる事貴著「會津白虎隊十九
士傳」にて承知せし次第に御座候 尚当時の記録
等之有候は、御写願はれしは幸甚に候 右不躱
なる御願申候失礼の段幾重にも御詫申上候
敬白

宗川虎次より小林廣への返事

北海道 小樽郡

朝里村

小林 廣 様

福島縣會津若松市栄町六六〇

宗川虎次

拝復 縷々御懇書初テ拝誦 時下御益々御安佳
貴殿ニハ郷土研究ニ趣ヲ有セラレ目下會津降伏
人小樽郡滞在顛末ヲ御調査ノ由 國家ノ為メ我
會津ノ為メ喜賀此事奉存候 右ニ御示シ賜リ候
二枚ノ御抄録心新市シク拝見仕、愚父ヨリノ傳
ハリシ記録モ格別無之候 微細ノモノニテモ有
之候ハゞ思ヒ当リ次第追々御参考ニ奉供ベク候
目下先約ノモノ之有候間少々御猶豫奉願候

敬具

九月十七日

尚々貴殿ハ會津ノ御方ニ在セラレ候哉伺候

樋口忠次郎より小林廣への返書

小樽郡 朝里村

小林 廣 様

親展

岩内町 字 鷹台町 五

樋口忠次郎

拝啓益々御研究の趣はるかに敬意を表し申候
定山記事樽紙にて拝讀仕候 同野村治兵衛子
孫は目下小樽市拙宅近所にて有之、二男は小
樽新聞社々員油絵を描き道展に入選いたして
ゐる野村保幸氏です 橋本老より其後の調査
書にて判明、さて御尋ねの両氏ともに死去
上嶋職は死後遺族無之 築瀬氏は養子捨次郎
氏目下岩内局長。小生只今後志教育誌にて(開
拓使時代)執筆中につき不見 局長に面會の
上万々。更に上田又作と申す人同じく余市の
會津系、これは岩内教育所の教師の開祖 余
市より招かれて来し者 後便にて。目下後志
教育展にて目を廻し落付次第詳しく報告しま
す

朝里小学校沿革史

(昭和三十四年朝里小学校社会科資料集より)

一、創立

明治九年七月、朝里村村用係、亀谷藤次郎より
(責任者 戸長 河原勝與) 小樽外六郡長北川誠
一宛学校創立方申請す。

明治九年八月、朝里村十七番地に五十嵐助右衛
門所有の土地、間口十間、奥行二十間の土地及び
間口五間、奥行七間の附属平屋建を三百円にて購
入し開校す。

二、校舎・校地の変遷

明治九年八月、朝里村十七番地に校地二百坪、

建坪三十五坪の草葺木造平家建を三百円で購
入、同年十一月開所式挙行す。

明治十九年八月、校舎類焼す。

明治二十年六月、校舎四十八坪新築

明治三十六年十一月、校舎増築

明治四十二年八月、朝里村山ノ上(現在新光町

八十八番地)に敷地千二百四十坪を購入し、

校舎百三十坪新築落成す。

昭和十五年九月一日、朝里村、小樽市に併合し、

小樽朝里尋常小学校と改稱す。

昭和二十三年、三十五坪増築す。

昭和二十五年六月、新光町八十八番地の校地を

八百二十五坪拡張。

昭和二十六年二月、木造モルタル仕上げ二階

建二百八十五坪の白壁の近代的校舎完成。

昭和二十七年十一月二十六日、校舎全焼。

昭和二十八年六月、新光町九十三番地に校地

四千坪を設定（地主鎌田政市氏）

昭和二十八年十一月、木造モルタル仕上第一

期工事完成、坪数四百三坪二合

昭和二十九年、第二期工事完成（屋内体操場）

七十四坪

昭和三十年第三期工事（校長室、衛生室、教室

二）完成、八十八坪

昭和三十三年第四期工事、（教室二）完成、五十

五坪。

三、歴代学校長

氏名	勤務期間	退職理由
第一代 東野義秀	自 明治九年八月 至 全 年九月	自 明治九年十月 至 全 年十二月
第二代 野村鈴太郎	自 明治十九年八月 至 全 年九月	自 明治十年三月 至 全 年二月
第三代 新田太郎	自 明治十九年二月 至 全 年三月	自 明治十年一月 至 全 年二月
第四代 東野義秀	自 明治十九年二月 至 全 年三月	自 明治十年三月 至 全 年二月
第五代 日森藏之助	自 明治十九年二月 至 全 年三月	自 明治十年三月 至 全 年二月
第六代 宍戸悌吉	自 明治十八年九月 至 全 年七月	自 明治十年三月 至 全 年二月
第七代 奥 榮吉	自 明治十九年一月 至 全 年五月	自 明治十年三月 至 全 年二月
解職	自 明治十九年二月 至 全 年三月	自 明治十年三月 至 全 年二月

- 第八代 小貫忠造
自 明治十九年四月
至 全 二十年四月 一年三月 辞職
- 第九代 町田外也
自 明治二十一年十月
至 大正九年十月 三二年一月 死亡退職
- 第十代 町田 勇
自 大正十年一月
至 昭和八年四月 一二年四月 轉任
- 第十一代 館 豊寿
自 昭和八年四月
至 全 十二年三月 四年〇月 死亡退職
- 第十二代 秋元元太郎
自 昭和十二年三月
至 全 十七年五月 五年三月 入船國民学 校長に轉任
- 第十三代 松村承輔
自 昭和十七年五月
至 全 十九年三月 一年一月 校長に轉任
- 第十四代 千葉長男
自 昭和十九年三月
至 全 二十年二月 一年〇月 退職
- 第十五代 小元勝喜
自 昭和二十年二月 三年四月 朝里中学校
至 全 二十三年五月 長に轉任
- 第十六代 出口喜重
自 昭和二十三年五月
至 全 二十四年三月 〇年一月 長に轉任
- 第十七代 菊地眞守
自 昭和二十四年三月
至 全 二十七年五月 三年一月 長へ轉任
- 第十八代 武田晴三
自 昭和二十七年五月
至 昭和三十一年六月 四年一月 長橋小学校長 長に轉任
- 第十九代 大柿 節(さだし)
自 昭和十七年五月
至 昭和十七年五月 五年三月 東山國民学

自 昭和三十一年六月 着任

四、教職員

職員構成については不明の点もあるが在住の
古老や郷土史の記録蒐集家小林廣氏、元校長小元
勝喜氏等に尋ねて記録とします。

氏名	勤務年	その他	氏名	勤務年	その他
大西頼太郎	明治三十九年		小滝 吉蔵	大正四年	
町田(ムメ)	不明	町田外也校長の姉	的場 光夫	大正五年	
松林 正造	明治三十九年		町田 勇	大正十年一月	第十代校長
近藤 邦蔵	明治三十九年		渡辺宗三郎	大正十四年	
武林 忠夫	明治四十年		志尾 修	昭和四年三月	
尾留川新九郎	明治四十三年		鈴木 巖	昭和八年四月	
和田幸次郎	明治四十四年二月～昭和八年三月		館 豊寿	昭和八年四月	第十一代校長
伊藤桑五郎	大正四年 退		佐藤清次郎	昭和九年三月	
			佐野 開子	昭和九年	
			村山	昭和十二年	
			秋元元太郎	昭和十二年三月	第十二代校長
			渡辺 貫一	昭和十五年五月	
			松村 承輔	昭和十七年五月	第十三代校長
			森 誠男	昭和十七年	
			中島 敏夫	昭和十八年～二十一年三月	
			千葉 長男	昭和十九年三月	第十四代校長
			播磨ミサオ	昭和十九年	

小元勝喜	昭和二十年二月～二十三年五月			
		第十五代校長		
大橋笑美子	昭和二十年四月	養護婦	齋藤 富藏	昭和二十三年九月 桜小学校長に
渡邊 貫一	昭和二十年五月十四日	現職死亡	長沢 秀道	昭和二十六年四月 轉出
奥山 劼	昭和二十年六月～二十四年三月		北村 千ヨ	昭和二十三年十月～二十四年三月 退職
牧野 金松	昭和二十年四月～二十一年四月		菊地 眞守	昭和二十三年十月 養護婦
小林 万子	昭和二十年四月～二十年十月		（第十七代校長）	全 二十九年三月
和田 重子	昭和二十年六月～二十一年四月		本間 サツ	昭和二十四年三月 若竹小学校長
木谷（使丁）	昭和二十一年		石山 孔一	全 二十七年五月 に轉任
藤井照子（伊藤）	昭和二十年六月		笠井 和衛	昭和二十四年四月 炊事婦
志摩 孝雄	昭和二十一年～二十二年三月		本間浩四郎	昭和二十四年三月～二十五年三月
岡本正明（使丁）	昭和二十一年		星スミ（滝沢）	昭和二十四年四月～二十五年三月
駒木根章治	昭和二十二年六月～同年八月		進藤 盛夫	昭和二十四年四月～二十五年三月
莊司重剛（使丁）	昭和二十二年十月		三井恵美子	昭和二十五年四月～二十五年五月
木村 茂子	昭和二十三年三月～二十八年三月		木村 幸繁	昭和二十五年四月～二十七年四月
山田マリ子（永山）	昭和二十三年三月～二十八年三月			昭和二十五年五月～三十一年九月
出口 喜重	昭和二十三年五月	第十六代校長		

大平尚子(小林) 昭和二十五年五月～三十年八月

(給仕)

入船小へ

高橋 浄 昭和二十九年四月～三十二年三月

手宮小へ

高橋 源蔵 昭和二十五年五月

永山 友作 昭和二十六年二月

町野 ケイ 昭和三十年二月

富田 弘 昭和二十六年四月

菊地 渉 昭和三十年四月

武田 晴三 昭和二十七年五月～三十一年六月

三上 裕子 昭和三十年四月～三十二年三月 東山中へ

第十八代校長 長橋小学校長に轉任

藪 光子 昭和二十七年五月～二十八年六月

木村睦子(給仕) 昭和三十九年九月 桜小より

元谷 宏 昭和二十七年九月～二十九年四月

佐藤 しづ 昭和三十年十一月 (校医)

砂押 浩(校医) 昭和二十七年九月～三十一年二月

木下 豊 昭和三十一年二月 (校医)

山本 孝司 昭和二十八年四月～三十二年三月

本間 進 昭和三十一年四月 (臨時雇員)

富小へ

四宮 千代子 昭和二十八年五月

前田清三郎 昭和三十一年四月 (臨時雇員)

石田 怜子 昭和二十八年六月～三十年三月

大柿 節 昭和三十一年六月 (第十九代校長)

日高御園へ

金谷 多力 昭和二十九年四月 (養護婦)

葛西千鶴子 昭和三十一年四月 (炊事傭人)

大原 一 昭和二十九年四月～三十四年一月

中村 初枝 昭和三十一年四月

全

全

全

全

佐々木幸子 全
 佐藤 敏子 昭和三十三年四月
 高橋 昭実 全
 高橋 幸彦 全

五 児童・学級数

年度	男	女	計	学級
明治九年～二十年				
二十一年	四六	一〇	五六	一
二十二年	五五	一七	七二	一
二十三年	四六	一七	六三	一
二十四年	五二	一五	六七	一
二十五年	三八	一五	五三	一
二十六年	四五	一六	六一	一
二十七年	四七	一三	六〇	一
二十八年	四九	一二	六一	一
大正元年	八八	七六	一六四	三
十四年	八四	六九	一五三	三
十三年	八六	七二	一五八	三
十二年	八八	六八	一五六	三
十一年	六八	六四	一三二	三
十年	五七	六一	一一八	二
九年	五四	六四	一一八	二
八年	五六	六九	一二五	二
七年	五六	六三	一二九	二
六年	五六	五五	一一一	一
五年	五六	四一	九七	一
四年	五六	二八	八四	一
三年	六七	二〇	八七	一
二年	六一	一五	七六	一
十一年	六〇	一四	七四	一
十年	五五	一六	七一	一
九年	五六	八	六四	一

二十一年	以後原本焼失のため不明							六	卒業生数			
二十二年								四				
二十三年								六	年代	男	女	計
二十四年								六	明治二十二年		不明	
二十五年								六	三十年	九	二	一一
二十六年								六	四十年	一三	一六	二九
二十七年								六	大正五年	一〇	一四	二四
二十八年								六	十五年	一六	九	二五
二十九年								七	昭和十年	二〇	一五	三五
三十年								八	二十年	一五	一七	三二
三十一年								九	二十五年	一三	一三	二六
三十二年								〇	三十年	二七	二七	五四
三十三年								二	三十三年	三七	三二	六九
三十四年								二	卒業生総数	一七一〇		
									(昭和三十三年度現在)			

鶴谷和三郎著 朝里外三村沿革史 朝里村史(明治三十八年)より

熊碓學校沿革誌

一、本校ハ北海道後志國小樽郡熊碓村中央ノ山之上ニ在リ、位置ハ 東、朝里村ニ隣シ 西、隨道ヲ以テ若竹町ヲ界トシ 北、海ニ臨ミ 南、山ニ接ス

明治九年地所ヲ献納シ、翌十年一月落成ス敷地四百七十一坪、校舎四十貳坪ナリ 初メ教育所ノ名稱ニシテ、教員日森藏之助之ヲ擔任ス

全 十一年九月、黒田長官殿本廳管下教育ノ進歩發達ヲ監視セラレタリ

全 十二年三月、再ビ開校ニナリ上嶋川兵衛職ヲ奉ズ 熊碓分校ト稱ス

全 十四年二月、更ニ熊碓學校ト改稱ス

明治二十三年十月三十日、教育ニ関スル詔勅ヲ下附セラレタリ

明治三十年十一月三日天長節ヲト(ぼく)シ本校新築落成式ヲ舉行ス

明治三十一年六月四日後志國小樽郡熊碓村字山之上ニ於テ學用林地畑三町三反一畝二十三歩無償付與ノ件許可セララル

明治三十七年三月三十一日北海道小樽郡熊碓尋常小學校訓導兼校長上嶋川兵衛小學校令施行規則第百二十六條第一号ニ依リ退職ヲ命ゼラル

明治三十七年三月小川章輔本校訓導拜命赴任セララル

族籍 姓名 職名 任免年月日 在職年月 要領

日森藏之助 訓導 明治九年十一月 二年四ヶ月

朝里分校ニ轉任

士籍 上嶋川兵衛 訓導 明治十二年三月 二十五ヶ年

中嶋由松 助教員 明治十五年十月

上嶋ヒサ 代用教員 明治二十四年十月 十二年五ヶ月

熊確尋常小學校裁縫科教授ヲ囑託ス

小川章輔 訓導 明治三十七年三月

入江男也 助教員 明治三十七年三月

朝里小學校沿革誌

抑モ本校設置區域朝里村ハ明治維新ヲ去ル拾年前即チ安政四五年ノ頃迄ハ場所ト稱ヒ（鯨漁スル計リニ用イル所トイフ意ナラン）檜山郡江差及近郷松前郡福嶋村江良町村等漁家ノ所有漁場ニカバリ毎年陰曆春正月末鮭漁季近クニ至レバ（当今は鯨漁季陽曆四月初旬ナルモ昔時ハ如此シトイフ）漁具並ニ漁期間ノ食料ヲ漁船ニテ携ヒ來リ小屋ヲ結ビ茅舎ヲ修理シテ各自所有ノ漁場ニ住

シ漁終レバ戸ニ戸ヲ閉ヂ木ヲ結ビ翌年漁季ニ至ル迄放擲シテ顧ミズ漁具ヲ携ヒ收穫物ヲ運ビテ江差港ニ向ヒテ去リ販賣シテ郷里ニ歸ルヲ常トセリ之ヲ以テ漁後ノ本村ハ唯番屋ト稱スルモノ一戸アリ之レニ二三ノ番人留守シテ石狩へ通行スル旅人又ハ官用ヲ取扱フノミ他ハ人跡絶テナク蓬草家ヲ埋メ熊鹿晝夜横行シテ狂暴ヲ逞クシ爲ニ番人ノ如キハ一町ノ行路ニモ磯船ニ乘リ沿岸ヲ渡レリトイフ之レ小樽港ノ開ケザル以前ニシテ日用ノ貨物賣買授受ノ途ナキヲ以テ居住スルモノナカリシナラン爾後小樽港ノ開ケ不便ヲ感ゼサルト共ニ此等漁業家年ヲ追ヒテ移住シ來リ漸ク一村ノ端緒ヲ茲ニ始メテ形作ルニ至レリ後チ亦明治四年北海道ニ開拓使ヲ置カレ札幌ヲ創開スルニ至リ此ノ地札幌小樽間ノ要路ニアルヲ以テ年々歳々移民ヲ増シ戸數殖エ人口加ハリ漁足リ民豊カナレバ時勢ノ進歩ニ供ツテ教育ノ

必要ヲ感ズ明治九年初メテ当村拾七番地宅地間
 口十間奥行二十間此ノ坪数二百坪附属建家(平
 屋)間口五間奥行七間此ノ坪数三十五坪右所有主
 五十嵐助右衛門ナルモノヨリ総價金三百拾円ニ
 村費ヲ購ヒタリ
 明治九年七月朝里村ノ用係亀谷藤次郎小樽全權
 北川誠一殿ニ朝里村教育所設立ノ儀ヲ願ヒ出デ
 同年八月許可セラレ前記地所建物之ヲ當時ノ朝
 里教育所ニ寄附ス以テ朝里村拾七番地ニ開設セ
 リ是レ当小學校ノ創メナリ
 當時ハ明治五年ノ學制ニ基キ二等二分ケ一ヲ上
 等トイヒ一ヲ下等トイヒ上下兩等修業年限各四
 ケ年トス
 明治拾年九月教育所ノ名ヲ廢セラレ同時ニ小樽
 量德學校ニ合併セラレテ朝里分校ト改稱ス
 今茲ニ明治九年七月以降ノ教員ヲ表記スベシ

族籍	姓名	職名	任免年月日	在職年月	要領
	東野義秀	教員	明治九年八月	一箇月	
	日森藏之助	教員	全年九月		東野義秀辭職セシ
	ニヨリ全時ニ熊確教育所教員日森藏之助兼勤ヲ被命				
	野村鈴太郎	教員	全年十月	三箇月	
	新田太助	教員	明治十年一月	二箇月	
	齋院弥八	教員	明治十年二月	一箇月	小樽教 育所ニ轉ジ
	東野義秀	教員	明治十年二月	八箇月	再任セラ ル
	日森藏之助	訓導	明治十年拾月	九箇月	
	東野義秀教授法講習ノタメ量德學校ニ入り				
	熊確教育所ノ日森藏之助又兼勤ス、後転勤ス				
	小笠原富之	助教員	明治十四年四月	八箇月	
	宍戸悌吉	訓導	明治十八年九月二日		
	奥 榮吉	仮教員	明治十九年一月二十二日		
				四箇月二十二日	
				一箇月十七日	

小貫忠造 訓導 明治十九年三月十六日 一年三箇月

町田外也 訓導 明治二十一年十月十八日 十六年八箇月

町田シホ 雇 明治二十六年十月 五ヶ年

裁縫科教授ニ雇入ル

町田ムメ 代用教員 明治三十一年十月 六ヶ年七箇月

裁縫科教授ニ雇入レ

大西頼太郎 代用教員 明治三十七年一月 一年二箇月

明治拾四年二月小樽量徳學校ヲ分離シテ朝里學校ト改ム當時現在生徒數男女共五十四名ナリキ

明治十六年五月從來ノ小學校規則改正セラレ初等科中等科高等科トナル

明治十九年四月七日小學校規則改正トナリ從來ノ初等中等ヲ廢シ更ニ高等科尋常科簡易科ニ改メラレ當校ハ又簡易小學校ニ編セララル

明治三十六年十月校舎教室狹隘ナルヲ以テ増築ス

教育

明治貳拾年以來朝里役場管下錢函張碓朝里熊碓ノ四校同盟シテ學事ヲ研究シ授業上生徒ノ監督ヲ一定シ互ニ討論シ智識ヲ交換スル爲メニ教育談話會ヲ組織シ毎月一回集會シテ協議セリ然ルニ東方錢張ノ二校屢職員ノ交迭アリ故ニ新陳代謝シテ議常ニ纏ラズ (上嶋先生雜録)

朝里叢書第四卷

朝里教育史物語 第一版第一刷

編者 小林 廣

翻刻 小樽・朝里まちづくりの会 朝里遺産部会

小元理男 末永 通 瀧内淳子 守谷明宏

監修 朝里郷土史資料調査研究所

主宰 小林定典

発行日 (第一版) 平成十八年三月一日

発行 NPO法人 小樽・朝里まちづくりの会

事務局 小樽市新光四丁目一番十六号

北海道新聞中販売所内

朝里遺産部会 連絡先 suenaga@asari.cc